

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

ミャンマー人権報告書 2019年版

概要

ミャンマーは、国民議会（National Parliament）が大統領を選出する準議院内閣制を敷いており、憲法の規定により、議会の議席4分の1は、軍が任命する現役軍人に与えられる。軍はまた、国防、内政及び国境問題を担当する各大臣、並びに2名の副大統領のうちの1名を指名する権限も有し、大統領が国家緊急事態を宣言した場合は、政府の全部門の支配権を掌握する。2015年、ミャンマーは全国的な議会選挙を実施しており、この選挙は、国民の意思を反映した信頼できる選挙であったとして市民に広く受け入れられた。国民民主連盟（National League for Democracy : NLD）党首アウン・サン・スー・チー（Aung San Suu Kyi）は文民政権の事実上の指導者であるが、彼女が大統領になることを禁じる憲法の規定のため、国家最高顧問（State Counsellor）にとどまっている。

内務省（Ministry of Home Affairs）（現役の軍司令官が大臣を務める）管轄下のミャンマー警察部隊（Myanmar Police Force : MPF）は、一般的に国内の治安に責任を負う。国境警備隊警察（Border Guard Police : BGP）は、行政上はMPFの一部であるが、実務上は区別されている。防衛省（Ministry of Defense）管理下の軍隊は、対外的安全保障に責任を負うが、民族武装集団との戦闘を含め、国内の治安にも広く従事する。憲法に基づくと、文民当局は治安部隊に対する権限を有しておらず、国軍最高司令官・上級大将（Commander-in-Chief Senior General）のミン・アウン・フライン（Min Aung Hlaing）が治安部隊に対する実質的な支配権を掌握している。

ラカイン（Rakhine）州では、大半がイスラム教徒である少数民族のロヒンギャに対する極めて重大な抑圧及び差別が続いていた。軍とラカイン州の民族系アラカン軍（Arakan Army : AA）との激しい衝突が2019年1月に激化したことで、何千人もの民間人が避難を余儀なくされ、被害を受けやすい人々への人道的支援がさらに妨げられ、民間人に対する深刻な虐待が発生した。シャン（Shan）州北部における軍と民族武装集団間の戦闘や、民族武装集団同士の戦闘によって、一時的に数千人もの人々が避難を余儀なくされ、民間人の犠牲者や民族武装集団による強制的な徴用を含め、虐待が発生した。

深刻な人権侵害問題には以下のものが挙げられた：治安部隊による超法規的かつ恣意的な殺害、治安部隊による強制失踪、治安部隊による拷問及び強姦その他の形態の性的暴行、政府による恣意的な拘禁、過酷で時には生命を脅かす刑務所の状況、政治囚の存在、恣意的又は不法なプライバシーの侵害、司法の独立性における深刻な問題、ジャーナリストの恣意的な逮捕及び訴追や名誉棄損犯罪法を含む、表現の自由に対する厳しい制限、

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

平和的集会の権利及び結社の自由の重大な妨害（平和的抗議者の逮捕及び市民社会団体活動の制限を含む）、信教の自由に対する厳しい制限、移動の自由の重大な制限（特にロヒンギャに対して）、一部の当局者による重大な汚職、一部の不法な児童兵士の徴募及び利用、人身売買、国籍・民族・宗教的少数者の一員を狙った暴力又は脅迫が絡んだ犯罪、成人の間の合意に基づく同性間での性行為を犯罪とする法律、子どもの強制労働などがある。

過去及び現在も続く軍による虐待行為については、依然としてほとんど誰も罪に問われることはなかった。政府は、わずかな件数の事件について、虐待に関与した職員を訴追又は処罰する限定的な措置を取ったが、それらは発生した犯罪の重大さには釣り合うものではなかった。

一部の非民族武装集団による人権侵害行為も発生した。それには、殺害、児童兵士の不法な使用、成人及び子どもの強制労働、紛争地帯の民間人を守ろうとしなかったことなどが含まれる。このような人権侵害について捜査や訴追が行われることは稀であった。

第 1 節 個人の完全性の尊重、以下の不利益からの自由など：

a. 恣意的な生命の剥奪及び他の法に基づかない又は政治的動機による殺害

治安部隊が恣意的又は不法な殺害を犯したという報告が数多くなされた（第 1 節 g 項も参照）。

治安部隊は民間人に対して、過度の、時には致命的な武力を行使した。2019 年 5 月 2 日、ラカイン州北部のラテーダウン（Rathedaung）郡において、AA との繋がりを疑われて拘禁されていた村民 200 人のうち 8 人を兵士たちが射殺する事件が発生した。

警察による虐待行為により収監中の被疑者が死亡した疑いが報告されている。2019 年 6 月 2 日、トゥン・ミン・ウィン（Tun Myint Win）はセメント工場建設に対する反対運動に参加した容疑で警察に逮捕された。マンダレイ（Mandalay）のオボエ（Oboe）刑務所に移送され、6 月 5 日に死亡した。家族は、警察による拘禁中の虐待が死因であると主張した。同年 6 月 13 日、トゥン・ミン・ウィンの母親も抗議運動の容疑で起訴され、11 月の時点で、彼女の裁判は係属中である。2019 年 10 月までに、ラカイン州では 15 人が軍による拘禁中に死亡している。

2017 年 1 月にヤンゴン国際空港の外で暗殺された、アウン・サン・スー・チーの顧問で

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

もある著名なイスラム教徒弁護士のコー・ニー (Ko Ni) 氏の死に関して起訴された4人の裁判は、2019年2月15日に終了し、4人は有罪となった。2019年10月の時点で、実際的首謀者とみられる人物は逃亡中だった。市民社会団体及び宗教団体は、コー・ニーの死が、憲法改正及び軍による人権侵害についての説明責任を求めて活動する弁護士たちや、処遇の改善を求めて戦うイスラム教徒に畏縮効果を与えたと指摘した。

2019年5月6日、7人の兵士が、ラカイン州のイン・ディン (Inn Dinn) での2017年の軍による弾圧において10人のロヒンギャの成人男性及び少年を殺害した罪で有罪判決を受けたが、懲役10年の刑を言い渡されたにもかかわらず、わずか1年未満で釈放された。

内戦に関連して、恣意的且つ不法な殺害も相次いで発生した (第1節 g 項を参照)。

b. 失踪

治安部隊による失踪が数多く報告された。

アムネスティ・インターナショナル (Amnesty International) は、2019年2月中旬に発生した軍による6人の男性の強制失踪を文書で記録した。そのうち1人は少数民族のムロ (Mro) 族で、5人はラカイン族だった。

内戦に関連して、失踪も発生した (第1節 g 項を参照)。

c. 拷問及び他の残虐、非人道若しくは品位を傷つける取り扱い又は刑罰

法律は拷問を禁止している。ただし、武力紛争とは関係のない場面において、治安部隊の隊員たちが収監者、被拘禁者、またその他一般市民や無国籍者を拷問し、その他の方法で虐待したと報告されている。例えば、このような事件は、ラカイン州で発生した。当局は概して、事件を捜査する措置や容疑者を処罰するための措置を全く取らなかった。

政府は、この年及び過去の年における軍による性的暴力の報告に対して、いかなる捜査も開始していなかった。

2019年5月10日、シャン州のナムサン (Namhsan) 郡において、2名の兵士が1人のタアン族 (Ta'ang) の女性を強姦及び拷問した。同年3月18日、およそ150人の兵士がラカイン州のミャウウー (Mrauk U) 近くのある村に入り、修道院の中に他の村民たち

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

と隠れていた若い男性たちを一網打尽に捕らえた。男性たちは、AA について尋問を受けながら、分離され、裸にされ、跳躍運動を強制され、殴打された。

伝えられるところによれば、治安部隊は、激しい殴打、食糧、水及び睡眠の剥奪等の、恐怖を与え、混乱させることを意図する方法を用いて被拘禁者を厳しい尋問に晒した。人権擁護団体は、少数民族の居住地における治安部隊及び一部の民族武装集団による拷問事件を報告した。

国連によると、2019年8月8日から21日の間に、AAのメンバーであることを疑われた若い男性が、外部との連絡を絶たれた状態で拘禁され、兵士たちから電気ショックを与えられ、AAとの関係があると自白させられた。

刑務所及び収容施設の状況

刑務所、労働収容所及び軍の拘禁施設が過密状態であり、被収容者が品位を傷つける扱いを受け、医療や食糧、住居、衛生などの基本的ニーズの利用機会の不足により依然として過酷な状態に置かれ、生命が脅かされる場合もあるという報告が続いた。監視団体は、比較的中心部にある刑務所ではいくらか小さな改善があったと指摘した。

内務省の矯正局（Department of Corrections）が刑務所及び労働収容所制度を運営し、赤十字国際委員会（International Committee of the Red Cross：ICRC）を除いて、概して刑務所及び拘禁施設への国際組織による立ち入りを大幅に制限し続けていた。

軍も、軍の拘禁施設への立ち入りを許可していなかった。

物理的状況：推定47カ所の刑務所に加え、政府によると「農業・家畜飼育職訓練センター」及び「製造センター」という名称の48カ所の労働収容所が存在している。20,000人を超える受刑者が、国内各地のこうした労働収容所で服役していた。当局は、刑に「重労働」が含まれない受刑者を法律に反して労働収容所に送り、民間企業に受刑者を労働力として賃貸していたと伝えられている。近年の改革にもかかわらず、このような収容所の状況は一部の人にとって依然として生命を脅かすものであり、受刑者が鉱山労働者として働く18カ所の収容所では特にそうであった。

著名な人権団体は、約100,000人以上の受刑者が服役中であると推定している。女性受刑者と男性受刑者は別々に収容されている。多くの刑務所や労働収容所で、過密状態が深刻な問題になっていたと報告されている。ある人権団体は、ミャンマー最大の刑務所

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

の収容者数は定員の2倍を超えていたと報告した。一部の刑務所では、公判前被拘禁者が、既に有罪判決を受けている受刑者と一緒に収容されていた。当局は、一部の政治犯を一般犯罪の受刑者と分離して収容していたが、土地の権利に関連する事件で逮捕された政治犯は、概して、一般犯罪の受刑者と一緒に収容されていた。

寝具類は不十分であることが多く、マット1枚、木製の台、或いはコンクリートの床に敷いたラミネート加工のプラスチックシートだけの場合もあった。受刑者は常に飲用水を利用できるわけではなかった。多くの場合、家族は医薬品や基本的な生活必需品を差し入れ、刑務所から受刑者に配給される物品を補った。収監者は、清浄水、囚人服、平皿、コップ、台所用品など基本的な生活必需品を得るために、刑務所長に金銭を支払ったと伝えられている。

医療は不十分で、収監中の死亡の原因となっていると伝えられた。収監者は、非衛生的な環境及び腐敗した食物によって発生又は悪化したマラリア、心臓病、高血圧、結核、皮膚病、胃腸病等の健康問題に悩まされた。また、元受刑者は、刑務所の建物の手入れが悪く、風雨や気温の寒暖に対し無防備で、ネズミ、ヘビ及びカビなどが繁殖する、と訴えていた。

ラカイン州の刑務所は、その中でも最悪の状況にあったと伝えられている。数百人のロヒンギャ及びラカイン族が、州刑務所の刑務官や治安職員による拷問と人権侵害を受けていた。

運営：一部の刑務所においては、表向きはスペースの制約と治安上の懸念という理由から、収監者は宗教作法を完全に遵守することを認められなかった。例えば、収監されていた修道僧の報告によると、当局は修道僧が仏教徒の聖日を祝うこと、僧衣を身にまとうこと、剃髪すること、修道院の作法に則った予定に合わせて食事を取ることを認めなかった。一部の当局は、依然として治安上の考慮を理由として、イスラム教徒の収監者が金曜礼拝やラマダンで行っているようにグループで祈りをささげることを認めなかった。

収監者も被拘禁者も検閲又は報復を受けることなく、司法当局に苦情を申し立てることができることもあった。

独立的監視：ICRCは、刑務所及び労働収容所に条件付きで立ち入ることができたが、軍拘禁施設に立ち入ることはできなかった。刑務所局（Prison Department）からの事前の承認を得て、ICRCは全ての刑務所及び労働収容所を月に2回訪問することが可能だ

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

つたが、受刑者と独自に面談することはできなかった。ICRCは、刑務所当局との極秘の二者間対話を通じてその調査結果を報告した。これらの報告書は公開されておらず、また、他のいかなる当事者とも共有されていない。

改善：国連薬物犯罪事務所（UN Office on Drugs and Crime：UNODC）は、刑務所内の医療システムを強化する目的のプログラムを運営した。これには、薬物治療に当たる医療スタッフへの研修と精神医療支援を提供するために、2018年に開始された「刑務所内の医療標準業務手順（Standard Operating Procedures on Healthcare in Prisons）」が含まれる。同プログラムは引き続き、ヤンゴン、マンダレイ、ミッチーナ（Myitkyina）及びラショー（Lashio）の刑務所において包括的な支援を提供していた。

d. 恣意的な逮捕又は拘禁

法律は恣意的な逮捕を特に禁止しておらず、政府は引き続き、多くの場合少数民族及び宗教上の少数派の人々、特にラカイン州の住民を、恣意的に逮捕していた。

アムネスティ・インターナショナルは、2019年の前半、ラカイン州で7件の恣意的な逮捕を文書で記録した。逮捕されたのは男性ばかりで、通常はラカイン族の、戦闘員となり得る年齢層の人々であり、それらの人々の逮捕には、AAに関する情報を得ることを目的に、拷問やその他の虐待行為を伴っていた。

受刑者が当初の刑期を終えた後に政府が刑期を延長することは法律で認められている。内務省は、一方的に、2カ月ずつ6回にわたって、すなわち最長1年間まで刑期を延長することができる。

法律は、国家主権及び安全保障或いは公衆の平和と安寧を脅かす行為を行っている又は行う可能性があるとして当局が確信する者であれば誰でも、起訴或いは裁判を経ることなく当局が拘禁を命じることを認めている。文民政権及び軍は、活動家、学生リーダー、農場経営者、ジャーナリスト、政党職員及び人権擁護者を拘禁するため、引き続きこれらの法律を広義に解釈し、恣意的に利用した。

治安部隊による虐待を捜査する法的制度は存在しているが、それが利用されることはほとんどなく、一般に有効に機能していないとみられている。

逮捕手続き及び拘禁中の取り扱い

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

法律は一般に捜索及び逮捕に当たって令状の提示を義務付けているにもかかわらず、軍保安局長事務所（Office of the Chief of Military Security Affairs）（OCMSA）の職員や警察は日常的に、意のままに捜索を実施し、逮捕を行った。

法律によって、当局は、容疑者を出廷させることなく、或いは容疑を通知することなく、公判前に2週間にわたって（さらに2週間の延長もあり得る）拘束することができる。複数の弁護士指摘によると、警察は日常的に、罪状を明らかにすることなく容疑者を法的に認められる期間にわたって拘禁し、その後、途中で出廷させることによって、2週間毎の裁判前拘禁を繰り返した。

法律は被拘禁者に対し、弁護士に相談する権利を認めているが、当局は容疑者が弁護士と面会することを認めない場合があった。2018年5月に政府は、法律を改正し、市民が国際基準に基づいた公正かつ平等な法律補助を利用できるように定め、また、法律扶助担当者が独立して、且つ法的保護を得て業務を遂行できるよう保証した。2019年の5月までに、法律扶助制度によって132件が扱われ、その大半がシャン州及びモン（Mon）州での事件だった。

保釈制度は機能しているが、賄賂は保釈に代わる一般的な手段であった。刑事事件において保釈は一般に適用されるが、保釈が認められるまでに被告は何度も裁判前審問に出席するよう求められることが多かった。政府は時として被拘禁者を外部との連絡ができない状態で勾留した。逮捕された者の家族に当局が逮捕の事実を適時に通知せず、その居場所を教えず、また、家族が適時に被拘禁者に面会する権利を認めなかったという報告があった。

恣意的な逮捕：恣意的な逮捕について複数の報告があったが、これには、紛争地域での軍による拘禁が含まれていた。アムネスティ・インターナショナルはさらに、2019年の前半にラカイン州での恣意的な逮捕が7件あったことを文書で記録した。これらの逮捕は男性ばかりで、大半が戦闘員になり得る世代のラカイン族の男性で、AAに関する情報を得ることを目的とした拷問、その他の虐待が伴うことが多かった。

裁判前の拘禁：裁判官と警察は結託して拘禁期間を延長することがあった。弁護士によると、恣意的且つ長期にわたる未決拘禁が行われるのは、長期に及ぶ訴訟手続き、多数の被拘禁者、司法の非効率性、腐敗の蔓延及び、職員不足に起因している。裁判前及び裁判中の拘禁期間は、時には、有罪判決を受けて言い渡される懲役期間と同じ又はそれ以上に及ぶ場合があった。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

被拘禁者が法廷で適法性に異議を申し立てることができる可能性：治安部隊は頻繁に、国内法に違反して、適切な手順を踏むことなく個人を逮捕及び拘禁した。恣意的な逮捕又は拘禁は、政治的意見の相違を抑圧するために利用された。

e. 公正な公判の否定

法律は司法の独立性を求めているものの、政府が政治的な目的のために裁判所を操作し、場合によっては、特に言論の自由に関して、市民が正式な手続きや公正な公判を受ける権利を奪われることがあった。

刑事訴訟の制度は、短期間の薬物使用者に対する起訴件数が非常に多いことによって過剰な負担がかかっており、このような起訴は裁判所が処理する事案の 50 パーセントを占めると推定されている。汚職は引き続き大きな問題となっている。複数の市民社会団体によると、違法な金銭の支払いは、警察に留置されている被拘禁者との面会など日常的な事柄の便宜から訴訟事案の結果などの重大な工作に至るまで法的手続きの全ての段階で、且つ、全ての階層の職員に対して行われていた。

軍と政府は、直接的又は間接的に、事案の結果に影響を及ぼし、これは多くの場合、言論又は結社に関する法律の過剰に広い適用や恣意的な適用を通じて行われた。2019 年 9 月 20 日、元陸軍大佐のウー・ネイ・ミョー・ジン (UNay Myo Zin) は、同年 4 月に軍の指導者を批判する発言をしたこと及び憲法改正を支持した罪で、禁固 1 年の刑を宣告された。

裁判手続き

法律は、公正な裁判を受ける権利を規定しているが、例外も広範に認めているため、政府は事実上、意のままにこれらの権利に違反することが認められている。通常の刑事事件の場合、政府は裁判所が独立して稼動することを認めており、裁判所は、抗弁及び上訴の権利等の、適正手続きに関する複数の基本的な権利を概ね尊重した。実際には、被告は、次に掲げる権利を享受していない。推定無罪の権利、罪状について直ちに且つ詳細に通知される権利、出廷する権利、無償の通訳の権利又は、死刑裁判を除き、自らが選択した弁護士と相談する権利又は国費で国が指名した弁護士を抱える権利。被告側には、弁護を準備するために十分な時間と施設を求める権利はなく、被告側弁護士は、公判の準備に 15 日間の猶予を与えられるのが一般的であった。2018 年 5 月、連邦検察局 (Union Attorney General's Office) は公正裁判基準マニュアルを導入したが、法律教育の水準が低いため、検察官、被告側弁護士、裁判官は、前例、判例、基本的な訴訟手続き

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

を熟知していないことが多かった。

法律のいかなる条項も、被告が強要されて行った証言又は自白を裁所で使用することを認めていないが、伝えられるところによれば、当局はそのいずれも行っていた。証拠がないにもかかわらず被告に刑の軽減を約束して有罪を申し立てることを当局者が強要したという報告が複数あった。

法律では、通常の刑事事件は一般公開されなければならないと定めているが、実際には、事件に直接関係のない一般市民は法廷に入ることができなかった。証人と対決し、証拠を提示する権利は認められていないが、被告側弁護士は、証人を呼び、反対尋問を行うことができるときもあった。民主化運動活動家は一般に、弁護士を雇用することができたが、その他の被告については、弁護士と接触できる機会は十分でなかった。

現地の市民社会団体は、市民が概して自己の法的権利を認識しておらず、市民のニーズに応えるだけの十分な数の弁護士がいないと指摘した。

政治犯及び政治的理由により拘禁された者

政府は引き続き、ジャーナリスト、活動家、また政府や軍を批判する者らを拘禁及び逮捕した。複数の市民社会団体によると、2019年10月現在で、有罪判決を受けた政治囚が50人いた。これらの団体の定義における「政治囚」には、暴力行為を行った可能性のある者が含まれ、また、表現及び宗教の自由に関連する罪は除かれている。ミャンマー政治囚支援協会（Assistance Association for Political Prisoners-Burma）によると、さらに580人がその政治的見解のために裁判を受ける前の状態であり、そのうち179人は拘禁されており、残りは保釈中だった。

2019年3月19日、アラカン民族党（Arakan National Party）の党首であるエイ・マウン（Aye Maung）は、反逆罪で20年の懲役刑と、さらに名誉棄損の罪で2年の懲役刑が言い渡された。エイ・マウンは、2018年1月、アラカン王国の崩壊後233年を追悼する記念式典における発言が反政府勢力のAAへの支持を表明及び奨励したものであるという容疑で逮捕及び起訴された。

2018年3月に、国際的メディアとのインタビューで元児童兵としての経験を語った後に、軍に対する名誉棄損で逮捕されたアウン・コー・ウウエ（Aung Ko Htway）は、2019年9月に釈放された。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

元政治囚の多くは、釈放後に厳しい監視と制限を受けた。その中には、収監前に彼らが行っていた調査の再開不能、渡航文書の確保、或いは身元若しくは土地の所有権に関するその他の書類の取得の禁止などが含まれていた。

民事上の訴訟手続き及び救済方法

人権侵害に対する民事救済措置に関する特別の制度又はそのような救済措置を定めた法律は一切ないものの、苦情申立人は刑法の条項及び民事訴訟法を利用して、民事救済措置を求めることができる。個人も組織も、不利な決定に関して地域の人権擁護団体に訴えることはできない。

財産回復

憲法に基づき、全ての土地の所有者は国家であるが、法律は、私人が土地の保有権を登録し、売却することを認めている。2019年中、当局及び民間部門の団体は土地を強制収用した。法律があるにもかかわらず、収用された土地の回復は非常に限定的だった。シャン州のコミュニティではさらに、収用された土地における石炭鉱業への民間部門による投資の拡大に懸念が広がっていた。2019年9月、ザガイン（Sagain）管区で抗議運動が発生し、銅鉱山のための調査が停止された。

法律は、政府が公的目的のために土地を取得する際の補償を定めているが、複数の市民社会団体が、法律には保護措置が欠けていると批判し、そのような場合の補償金の頻度と額が不十分であると述べた。政府は、土地を遊休地であると宣言し、当該地を外国人投資家に譲渡する、或いは他の用途向けに指定することもできる。

土地保有権又は土地没収の決定に係る司法審査はない。中央政府の政治的支配を受ける行政機関が土地の利用及び登記に関する最終決定を行う。研究者及び市民社会団体は、土地に係る諸法によって、手続き面で十分な保護を与えることなく土地を没収する行為が助長されると懸念している。一部の事例では、土地没収の事前通知も行われなかった。

2018年に土地に関する法が改正され、伝統的な土地保有制度を認めていた規定を削除した。2018年後半、農業省（Ministry of Agriculture）は、小自作農が6カ月以内に自分の土地を登録しなければ自分の土地に対して不法侵入者となるリスクを負うと発表した。厳密に執行されれば、この命令は、数百万人が自分の土地を利用する権利を失う結果になりかねない。影響を受けるコミュニティにおいて、この土地法改正についての認知度は低いままである。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

警察は、2019 年中、土地利用法の違反で農民たちを逮捕した。2019 年 9 月、エヤワディ (Ayeyarwaddy) 管区の裁判所は、遊休地として収用され民間企業に譲渡された土地の所有者がもともと自分たちであり、その土地の収用に対する補償を受けていないと主張していた 8 人の農民に、当該地で農業を営んだとして懲役 2 年の有罪判決を下した。2019 年中に、その他にも多くの農民たちが、類似の事件で裁判を受ける予定になっていた。

市民社会団体は、更地・休閑地・未開墾地法 (Vacant, Fallow, and Virgin Land Law) が少数民族集団の居住する地域において広くみられる伝統的な集団的土地所有形態に対し特に深刻な脅威となっているという懸念を提起している。2019 年中に、民族団体と市民社会団体は、カチン (Kachin) 州、カレン (Karen) 州、マンダレイ (Mandalay) 管区及びその他各地で政府の土地政策に関する抗議活動を実施した。

監視団体は、ロヒンギャ避難民がその土地に戻ることや、十分な補償を得ることを妨害するために法律が使われる可能性に懸念を示した。政府職員は、焼かれた土地は政府に戻されると述べ、複数の事例においてそのような内容の掲示を掲げた。さらに、ラカイン州での軍事行動の後、当局は、村落の残存物をブルドーザーで排除し、構造物を取り壊し、植生を取り除き、治安基地その他の構造物を建設した。これによって、また土地法において 4 年以内に生産的に利用されない土地は政府に変換されると規定しているため、市民社会団体は、政府が没収した土地の返還でもほとんど進展を得られていない。

内務省の総務局 (General Administration Department) が、土地の返還を監督する。旧軍事情権の下で、ミャンマー石油ガス公社 (Myanmar Oil and Gas Enterprise)、ミャンマー港湾公社 (Myanmar Ports Authority) 及び軍等による没収を含め、適正手続きを踏まず土地を没収された農場経営者や農村部コミュニティの多くが、十分な補償を受けられなかった。

f. 私生活、家族関係、家庭生活、又は通信に関する恣意的又は不法な干渉

私生活や家宅・財産の安全は、法律で保護されているが、これらの保護はほとんど実行されなかった。法律は文書での通信又はその他の通信におけるプライバシーを保護しておらず、活動家らの報告では、当局は、市民団体組織の活動に対する監視を日常的に行っていた。

複数の活動家の報告によると、政府は組織的に市民の移動を監視するとともに、政治的

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

に活発な人々の活動を監視したとのことであるが、一方で、そのようなプライバシー侵害を経験しなかったと報告する者もいた。警察特別部 (Special Branch police)、政府の諜報機関ネットワークその他の行政機構が (第 2 節 d 項を参照) そのような監視活動を行っているとは報告されている。

法律は、仏教徒の女性が非仏教徒の男性と結婚することを制限しており、そのような結婚の場合、事前の公的通知の義務と裁判所に結婚への異議を訴える権利が定められているが、この法律はほとんど実行されていなかった。

ラカイン州では、地元当局は、ロヒンギャの家族が 2 人を超える子どもを持つことを禁じた。ただし、この規定の強制には一貫性がなかった。また同様に、同州の当局は、ロヒンギャの人々が正式に結婚するためには許可を得ることを義務付けているが、この手続きは他の民族には義務付けられていない。結婚を申請してから許可が下りるまでの期間は 1 年を超えることがあり、通常は賄賂が要求された。許可なく結婚すれば、男性が「詐欺的に」女性と結婚することを禁じる刑法の下に、ロヒンギャの男性は起訴され、且つ、禁固刑又は罰金刑を科される可能性がある。

ラカイン州北部及びその他の地域で、日常的に事前予告なしの夜間検査が行われていると報告がなされた。

g. 国内の紛争での虐待行為

国内各地で武力による国内紛争が長期化していた。政府軍及び武装した反対勢力や反政府軍による、殺人、失踪、殴打、拷問、強制労働、強制移住、児童兵の使用、過度の武力行使、民間人の命の軽視、性的暴力その他の虐待行為が頻繁に発生したと報告された。政府軍内では、虐待行為や犯罪に対する刑事免責が広く続いていたが、一部の事件においては軍が懲戒処分を行うこともあった。

2018 年 12 月、政府軍はカチン州とシャン州を対象とした 4 カ月間の一方的停戦を宣言した。この停戦は 2019 年 9 月 21 日まで延長された。この停戦によってカチン州での武力闘争は減少したが、政府軍による停戦協定違反を含め、シャン州北部では戦闘が続き、2019 年 8 月には武力闘争が激増した。ラカイン州の中部及び北部では、政府軍とラカイン族 AA との間の衝突が続いていた。

カチン州での戦闘は 2019 年を通して続き、民間人の犠牲者が発生し、政府軍による民間人の虐待について信頼できる関係者からの報告があり、多数の人々が避難を余儀なく

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

された。戦闘はまた、チン（Chin）州南部のパレットワ（Paletwa）郡に影響を与えた。シャン州では、様々な武装集団同士の或いは武装集団と政府軍との衝突が相次いで発生し、政府軍及び民族武装集団の両方から民間人が虐待行為を受けたとする信憑性のある申し立てが複数あった。南西部のほとんどの地域においては、少数民族の居住区域における民間人に対する広範で組織的な暴力による虐待行為は減少したが、それは主に、民族武装集団と締結された相互停戦協定の件数に起因するものであった。

殺人：軍当局者は紛争地域の市民を殺害し、拷問し、その他の方法で激しく虐待を加えていたが、公式な取調べを受けることも責任を問われることもなかったと伝えられている。民族武装集団が政府軍を攻撃した後は、政府軍が頻繁に民間人への攻撃を指示し、その結果、民間人に死者が出たと報告された。一部の民族武装集団、特に、タアン民族解放軍（Ta'ang National Liberation Army：TNLA）は、敵対する武装集団の一員の疑いがある民間人を殺害した疑いをもたれている。AAは、政府軍への情報提供を疑われた民間人を殺害したと言われている。

2019年9月10日、ラカイン州ミエボン（Myebon）郡のKan Htaung Gyiという町の市場の中で、2体の切断された男性の遺体が発見された。この事件によって、ラカイン州北部で2019年中に発見された未解決の民間人の殺害件数が13件になった。政府軍とAAは互いに相手が加害者であると非難し合った。

2019年8月15日、TNLAは、おそらく同盟関係にある民族武装集団の支援を得て、政府軍と警察の基地を攻撃し、13人の治安部隊員を殺害した。政府軍とTNLAは砲撃その他の銃撃戦で民間人の犠牲者を出したが、これには8月31日のクツカイ（Kutkai）近くでの戦闘中の5人の民間人（そのうち3人が子ども）の犠牲者が含まれる。軍・TNLAの双方が民間人の死亡について他方を非難した。

2019年9月、政府軍は、ラカイン州Gu Dar Pyinで2017年に発生したアラカン・ロヒンギャ救世軍（Arakan Rohingya Salvation Army）との衝突に関連して、「指示に十分従わなかった」として、不特定数の兵士に対し、軍調査委員会が軍法会議の審議を開始すると発表した。軍の広報官は、この軍法会議が、戦闘に関する軍の規則違反に関するものであり、Gu Dar Pyinで発見されたロヒンギャ族の集団墓地についての報道に関するものではないと述べた。

誘拐：政府軍兵士や非国家武装集団が紛争地域で村民を誘拐していた。2019年3月、ラカイン州で政府軍が市民を誘拐し、外部との連絡を絶った形で拘禁したという報告が信頼できる関係者からあった。2019年2月、AAはチン州のパレットワ郡から民間人を誘拐

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

し、バングラデシュに連行した。誘拐された人々は数カ月後に帰宅が許された。2019年9月23日、シャン州では政府軍の兵士が4人の少女を含む14人の民間人を逮捕し、隊列の前を行進するよう命じたと伝えられた。

身体的虐待、刑罰及び拷問：非政府組織（NGO）の報告では、ラカイン州の民族武装集団への協力が疑われた又はそれを支持したとみなされた民間人に対して、政府軍が拷問及び殴打を行ったという信頼できる情報が提供されていた。相次ぐ報告によると、ワ州連合軍（United Wa State Army：UWSA）、シャン州復興評議会（Restoration Council of Shan State：RCSS）やTNLAによる強制労働や強制徴兵も発生した。

さらに、シャン州北部、チン州南部及びラカイン州などの紛争地域において、軍が補給品の運搬や他の支援役を果たすことを民間人に強要した報告が相次いで発生した。

国連、メディア及び複数のNGOは、2019年中、ラカイン州、カチン州及びシャン州において少なくとも2011年から政府軍による強姦及び性的暴行が横行していることを文書で記録した。

国内及び国境付近で活動する市民、武装集団及びNGOは、軍と武装集団が地雷を利用し続けていると報告した。

児童兵士：政府軍と4つの武装集団、すなわち、カチン独立組織（Kachin Independence Organization）の武装部門であるカチン独立軍（Kachin Independence Army：KIA）、カレン民族同盟（Karen National Union：KNU）の武装部門であるカレン民族解放軍平和協議会（Karen National Liberation Army-Peace Council）、TNLA及びUWSAは、子どもの徴募及び利用の加害者として、国連事務総長の2019年「子どもと武力紛争に関する報告書（report on Children and Armed Conflict）」に記載された。

児童兵士の徴募及び利用の罪に科される刑罰は、このような犯罪の深刻さに相応なものではなかった。これまで、このような事件のほとんどが戒告、降格、配置転換、罰金又は年金の減額などで終わり、刑法により定められた処罰よりもはるかに軽い処罰だったと伝えられている。軍の命令では子どもの利用を禁じているにもかかわらず、依然として一部の子どもたちが徴用されていた。未成年を徴用して入隊させられるよう、場合によっては子どもの家族の要請で、仲介者が年齢確認手続きをすり抜ける手助けをしていたという報告があった。防衛省は、児童兵の徴用に関与した軍関係者を捜査した。しかし、児童兵士の徴用又は利用について民間法廷で政府が兵士を訴追したという証拠はなかった。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

軍は一般に、児童の徴用を中止し、武力紛争に動員されている子どもたちの確認と、復員を進めるための合意された手続きの遵守状況を、国連監視団が検査することを認めていた。しかし、職員の入国許可の確保に一部遅れがあり、また、紛争地域へのアクセスは概して拒否されていた。

政府は、民族武装集団が児童兵士の徴用を停止し既に軍務に就く児童兵士を復員及び社会復帰させるための国連との共同行動計画を締結することを妨害し続けた。

以下の URL で公開されている米国国務省の「人身売買に関する報告書 (*Trafficking in Persons Report*)」も参照のこと

<https://www.state.gov/trafficking-in-persons-report/>

紛争に関連するその他の人権侵害：政府は、ラカイン州、カチン州及びシャン州での紛争の被害を受けた地域への、救援物資の搬入許可及び国際人道機関の立ち入りを制限した。政府は、国連や国際 NGO、外交使節団が紛争地域に立ち入ることを、それらの人々の安全を軍が保障できない、或いは人道支援は民族武装集団を潤すものだと主張して、繰り返し拒否した。場合によっては、政府部隊が紛争地域の支配権を取り戻していくにつれて徐々に立ち入りを認めていくこともあった。

2019 年 10 月の時点で、国内において政府の支配下地域外、主にカチン州北部に、推定 40,000 人の国内避難民 (IDP) がいた。ラカイン州とシャン州での戦闘によって、2019 年中に数万人が避難を余儀なくされ、これらの地域で紛争の被害を受けたコミュニティの長期にわたる避難を悪化させた。しかし、シャン州で新たに避難民となっていたほとんどの人々は、2019 年中に帰宅することができた。現地団体は、政府の支配下地域外にいる IDP の一部に近づくことができていたが、政府軍は訴追するという脅しなどを含め、それらの団体のアクセスへの制限を強化した。政府軍は概して、ラカイン州の紛争の影響を受けた地域における IDP 及びロヒンギャの人々全般に近づくことができる団体を赤十字及び世界食糧計画に限定しており、そのため、それらの IDP の人道上の必要性が満たされなかった。政府は 2016 年 6 月以来、国連又はその他国際機関にカチン州の軍支配下地域外のエリアへの人道支援のための立ち入りを許可していない。

カチン州及びシャン州では依然として、紛争により避難せざるを得なかった人々が 107,000 人いた。一部の事例においては、自宅から逃げ出さざるを得なかった村人が、地雷が多数埋められていることが多い地域内の森林の中へ逃げ込み、十分な食糧や安全も確保されず、或いは基本的な医療も受けられない状態にあった (第 2 節 d 項を参照)。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

第2節 市民的自由権の尊重、以下の各権利など：

a. 言論及び報道の自由

憲法は、「全ての国民は、その信条と見解を自由に表現し、発表する行為において自由であるものとする」と規定しているが、これらの権利を行使するに当たっては、「国家安全保障、法と秩序の支配、地域社会の平和と安寧又は社会的秩序と道徳規範を目的として制定された諸法律に反してはならない」という広範且つ曖昧な警告文言が含まれている。ジャーナリストに対する威嚇とジャーナリストの逮捕は、2019年も継続した。

言論及び表現の自由：言論及び表現の自由は2018年と比べて、より制約を受けた。当局は、政府及び軍に批判的な政治的見解を表明した民間人を、ほとんどの場合において名誉毀損、扇動、無許可の抗議活動を行った疑い、又は国家安全保障法に違反した嫌疑で逮捕し、拘禁し、有罪判決を下し、脅迫し、収監した。これには、活動家や一般市民の拘禁や裁判が含まれる。政府は、数年にわたる懲役刑を含め、以前の刑罰よりも厳しい刑罰を規定する法律を適用した。

表現及び弁論の自由を制限するために、電気通信法の犯罪的名誉毀損規定が頻繁に用いられた。政府や軍に批判的な評論家たちが相次いで、この法律に基づき嫌疑をかけられた。例えば2019年8月29日、著名な映画監督である Min Htin Ko Ko Gyi は、Facebook に軍の政治的役割を批判する投稿をしたことで、懲役1年の判決を受けた上、その他複数の嫌疑をかけられていた。

風刺詩人グループ「ピーコック・ジェネレーション (Peacock Generation)」のメンバー5人は、4月のミャンマーの新年の祝日に、軍の政治的役割を批判する風刺的なパフォーマンスを行ったことで、保釈なしで拘禁された。2019年10月30日、5人のメンバーは軍に対する名誉棄損の罪で懲役1年の有罪判決を受けた。同年11月の時点で、他の嫌疑についての裁判が継続していた。

軍当局は、軍への批判を理由に、何人かの著名な聖職者を告発し、或いは告発しようとした。これには、複数の仏教の僧侶や著名なカチン・バプテスト協会事務局長 Hkalam Samson も含まれた。当局はサムソンへの告発を取り下げたが、2019年11月の時点で、少なくとも2人の、軍やミャンマーの超国家主義仏教者に対して批判的な寛容派の著名な僧侶 Sein Ti Ta と Myawaddy Sayadaw に対する裁判は、係属中だった。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

様々な法律が、国民の反対意見を検閲し、或いは訴追するために利用された。2019年6月19日及び21日、軍は、カヤー（Kayah）州で収用した土地への不法侵入をほう助した容疑で、プライバシー法を用いて記者を含めた12人の個人を告発した。2019年11月の時点で、裁判は係属中だった。

一部の人々は、治安機関及び超国家主義仏教徒団体による監視と嫌がらせを理由として、政治的にデリケートなテーマについて公然と話すことを依然として警戒している。警察は、政治家、ジャーナリスト、作家、外交官を監視し続けた。

オンライン・メディアを含む報道の自由：民間の報道機関は、公式・非公式の様々な制限はあるものの活発に報道を行い、活動できていた。政府は引き続き、民間が所有する日刊紙の発刊を許可した。2019年7月現在、当局は46の日刊紙を承認していたが、報道の自由は2018年に比べて損なわれており、治安部隊は、前年までに用いられていた法律よりも厳しい刑罰を定めた法律に基づいてジャーナリストを拘禁した。

国内メディアは、例えば、民主改革や2017年のラカイン州での民族浄化の国際調査等の、人権及び政治問題に関する情報を取り扱うことができたが、このような話題に関してある程度の自己検閲を行った。AAが関与するラカイン州での紛争を報じるジャーナリストたちに対しては、当局による法的措置やその脅しが増加していた。メディアは一般に、国営メディアでは広く報道されない抗議活動や国内紛争のテーマを取り上げることを政府から許可されていた。

軍は引き続き、文民当局による訴追を用いて、報道機関の明らかな誤報を決して許さない方針を実践していた。与党は、批判的とみられたジャーナリストを訴追する動きを強めた。

2019年5月、ラカイン州北部における治安部隊の活動の取材に関連して2017年後半に拘禁され、2018年に国家機密法（Official Secrets Act）に基づき禁固7年の判決を言い渡されていた2名のロイター通信の記者に対して、大統領は恩赦を認めた。

2019年9月30日、裁判所は、ネットメディア『ミャンマー・ナウ（Myanmar Now）』の編集長スエ・ウィン（Swe Win）氏の名誉棄損事件の裁判を再び審議することが可能と決定した。原告のウィラトゥ（Wirathu）師が繰り返し出廷を怠った後に、2019年7月2日、告訴は棄却されていた。2019年11月の時点で、裁判は係属中だった。スエ・ウィン氏は2017年、マバタ（Ma Ba Tha：地元の仏教団体）の著名な指導者である僧のウィラトゥ師が有名なイスラム系護憲弁護士コー・ニー（Ko Ni）氏の暗殺（第1節 a 項

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

を参照)を称賛する発言をしたことを宗教上の行動規範を破ったと示唆する Facebook 上の投稿をシェアした罪で逮捕された。

政府による国内テレビ放送の独占的所有及び統制の緩和は続いており、5社の民間企業が情報省 (Ministry of Information) のプラットフォームを用いて放送していた。多数の報道機関が、テレビ局開設の申請料及びテレビチャンネル維持金は法外であると報告していた。政府は3つの公共チャンネルを提供し、そのうち2つは情報省が統制し、1チャンネルは軍が統制している。前軍事政権と強い繋がりを持つ2つの民間会社が引き続き、6つの無料チャンネルを放送していた。一般市民は料金を支払えば衛星テレビ受信機を登録することを政府から認められているが、その費用は都市部以外の人々にとって法外に高い。軍、政府及び政府との繋がりを持つ事業家が、民間所有の又は半公有の FM ラジオ局を支配していた。

暴力と嫌がらせ：国粋主義者集団は、コミュニティ間の問題及びラカイン州の問題について政府の方針を批判したジャーナリストを相次いで標的にした。時には現地当局と手を組んで、違法な事業を行う実業家たちも、その活動を報道するジャーナリストに嫌がらせや脅迫を行った。これには、訴追の脅迫も含まれた。当局は、引き続き、国内各地でジャーナリストを監視した。

検閲又は内容の制限：一般には執行されないものの、法律は、国家に関する情報を外国メディアに電子的に伝えることを禁じており、これによって、国際メディアのために報道又は国際メディアに協力しているジャーナリストは、嫌がらせ、脅迫及びいつ逮捕されるか分からない状況に晒されている。印刷出版物が発行される前にあからさまな検閲を受けたという報告は一切なされておらず、政府はデリケートな政治的及び経済的テーマが公然と議論されるのを許容したが、軍又は政府を批判した出版物に対する訴訟の事案が国内ジャーナリストの間で懸念を高めており、自己検閲を増加させている。

特に過激主義仏教徒、軍、ラカイン州及び和平交渉の状況などに関係した問題については、自己検閲が広く行われている。ジャーナリストたちは、2018年の2名のロイター通信ジャーナリストの裁判と有罪判決が理由となり、そのような自己検閲が目立つようになったと報告している。政府は報道機関に対し、ラカイン州北部の状況を表現するために一定の文言及びテーマを用いるよう命じ、政府の指導に従わないジャーナリストに対して処罰が行われると脅迫したため、このことが、この話題について既に高度な自己検閲をさらに助長した。当局はジャーナリストらがラカイン州北部に立ち入ることを妨げた。例外は、政府が企画した取材旅行であるが、その際参加者は厳しく管理され、政府側のストーリーを宣伝するように仕向けられた。政府は依然として、外国人ジャーナリ

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

ストを支配するために、ビザの発行及びビザ有効期間の短縮を利用していたが、特にミャンマーを拠点としていないジャーナリストがその対象となった。

政府の検閲委員会が、国内で上映される全ての映画を審査している。2019年6月15日、「人権と人間の尊厳の映画祭 (Human Rights Human Dignity International Film Festival)」において、軍に批判的な内容の1本の映画の上映が突然中止された。映画祭の創始者である映画監督 Min Htin Ko Ko Gyi はその時点で拘禁され、後に、軍を批判した罪で有罪判決を受けた (第2節 a 項を参照)。

ジャーナリストたちは、政府の情報提供者が記者会見及びその他の行事に出席する慣行が広く行われていることに依然として不満を漏らしている。こうした行為は記者及び行事の主催者を威圧しているとジャーナリストたちは語っている。情報提供者は主催者と出席者のリストを要求した。

名誉棄損法：軍及び文民政府当局者は、名誉棄損法を幅広く適用し、ジャーナリスト、活動家及び一般市民を告訴した。

2019年2月、ダウェイ (Dawei) 郡裁判所は、*Thanintharyi Journal* の編集者を、管区職員に関する風刺的記事を2017年に公表した罪で、500,000 チャット (330 ドル) の罰金刑に処した。2019年8月26日、カレンニ (Karenni) 族の6人の若者が、アウン・サン・スー・チーの父親の像を立てることを支持したカヤー州首相を裏切り者と呼んだことで、名誉棄損の罪で起訴された。2019年11月7日、6人は6カ月の懲役刑を言い渡された。

2019年9月、エヤワディ管区の現地 NLD 事務所が、ある漫画家を、管区及び NLD の名誉を棄損したとして告訴した。同年9月19日、風刺的な表現で管区首相の名誉を棄損したとして、マングレイの NLD 幹部が2人の Facebook ユーザーを提訴した。

インターネットの自由

政府は、一般的に、オンライン・コンテンツを検閲しなかったが、インターネットへのアクセスについては制限した。2019年6月20日、運輸・通信省 (Ministry of Transport and Communications) は、携帯電話事業者に、ラカイン州北部の8つの郡とチン州南部のパレッツ郡における携帯電話でのインターネット通信の提供を停止するよう命じた。その理由は、「治安の妨害及び違法な活動の調整における携帯電話でのインターネット通信の利用」というものだった。禁止措置は2019年8月31日に9つの影響を受けた郡のうち5つの郡で解除されたが、同年11月の時点で、ラカイン州北部の4つの郡では

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

引き続き有効だった。

電気通信法（Telecommunications Law）には、「国民の利益のために」とい理由でコンテンツを一時的にブロックし、或いはフィルターをかける権限を政府に付与する幅広い規定が盛り込まれている。「フリーダム・ハウス（Freedom House）」によると、ユーザーに対して政府、軍及びその他の集団からコンテンツを削除するようにという圧力が継続してかけられていた。法律には、コンテンツの削除を強制する規定や、媒介者の責任（intermediary liability）を定める規定は含まれていないが、いくつかの条項は曖昧で、コンテンツの削除に適用されると主張することが可能である。代わりに他の刑法の規定を用いて、或いは脅迫によりコンテンツ削除の圧力がかけられることもあった。

政府が設置したソーシャルメディア監視チーム（Social Media Monitoring Team）は引き続き、明確な法的権限がないままインターネット通信を監視するとともに、ソーシャルメディアを使って軍、政府職員、与党を批判している複数の個人を威嚇し、拘禁するために名誉毀損罪を利用したと伝えられている。また、当局がオンライン上のメディア局とインターネット利用者を脅した事例も複数あった。軍関係が虚偽情報を流すキャンペーンがソーシャルメディアで実施されたこともあったが、ソーシャルメディアは、引き続き、政府の検閲を直接受けることなく着想や意見を交換する場として人気があるメディアとなっている。

学問の自由と文化的行事

学問の自由及び文化行事に対しては、依然として政府の制限があった。

政府は、大学構内における政治活動と結社の自由に対する制限を厳しくした。2019年2月13日、マンダレイのヤダナボン（Yadanabon）大学の7人の学生が、放火の罪及び適切な通知を提出せずに2018年12月の抗議運動を行った罪で有罪判決を受けた。学生たちは、合計で3カ月間の重労働刑を言い渡された。7人の学生は、ヤダナボン学生組合の主要メンバーで、大学キャンパスのセキュリティ向上を求めて、ヤダナボン大学キャンパス内で2018年12月28日から開始された一連の抗議運動を計画した。抗議運動の間、数十名の学生たちが、偽の棺桶に大学の総長、マンダレイ管区首相、管区の電気・道路・交通大臣、及び治安・国境問題担当大臣の写真を貼ったものに火をつけた。

政府は、概ね学生組合の非公式な設立を認めたが、大学の学長や教員の間では、学生組合に対する恐れや疑念が大きかった。非公式に事務所の開設が認められた学生組合もあった一方で、全ミャンマー学生連盟（All Burma Student's Union）は過去数年と同様に登

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

録ができなかったが、非公式なネットワークを經由して一部の活動に参加した。

政府が文化行事を制限した事件が1件報告された。ストリート・アートは禁止されている。

b. 平和的集会及び結社の自由

憲法は、平和的集会及び結社の自由を規定しているが、政府はこの権利を制限した。

平和的集会の自由

憲法は平和的集会の権利を規定しているが、この権利は実際には必ずしも尊重されていなかった。当局は、平和的な集会を制限するために、不法侵入に対する法律や、「国家又は公衆の平穏に対する犯罪」をもたらす可能性が高いと政府がみなした行為を犯罪とする規定などを利用した。

示威行進又は集会のあらゆる届け出に対する規制が、ヤンゴンの11の郡でまだ残されていた。一部の市民社会団体は、規制が選択的に適用されて政府や軍に対するデモを防止するために使用されたと主張した。農民と社会活動家たちは、全土にわたって行われた土地の権利の侵害及び土地没収事案に関して引き続き抗議活動を行い、人権擁護団体は、農民集団及びその支持者たちの逮捕事案を報告した。報告された事案の多くは、旧軍事政権に収用され、軍と関係のある民間企業又は個人に譲渡された土地に関連するものであった。

市民団体組織がホテルやその他の公共施設で集会などの活動をするにあたり、事前の許可の申請を義務付けられるか否かは、状況或いは政府職員によって異なった。一部の当局は、そのような許可が取得されていない市民社会イベントを取り消すことを会場施設に強制した。他の当局は、市民団体組織が外交官と面会する許可を事前に地方政府に申請することを義務付けた。

カヤー州ロイコー (Loikaw) にミャンマー独立の英雄である (アウン・サン・スー・チーの父でもある) アウン・サン (Aung San) 将軍の像を立てることに対する2019年2月の平和的抗議活動の後、地元当局は、名誉棄損及び違法な抗議活動の容疑で55人のデモ参加者を逮捕した。容疑は後日、活動家たちと地元政府との交渉の後に取り下げられた。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

2019年10月2日、カレン女性同盟（Karen Women's Union）の Naw Ohn Hla 議長及びその他2人の活動家が、同年8月にヤンゴンでカレン族殉難者の日（Martyrs Day）の祝賀を無許可で開催したとして、15日間の禁固刑の有罪判決を受けた。彼女らは記念式典の前に許可を取ろうとしたが、「殉難」という文言を使用したために許可が下りなかった。政府はこの言葉を、アウン・サン将軍と彼と共に暗殺された閣僚メンバーにのみ関連付ける傾向があった。

結社の自由

憲法と法律は、市民が結社及び組織を結成することを認めているが、政府はこの権利を制限することがあった。

2019年7月、国家サンガ・マハ・ナヤカ委員会（State Sangha Maha Nayaka Committee）（政府が指名した仏教僧侶の最高管理組織）は再び、マバタ（Ma Ba Tha）を「違法な団体である」と宣言した。国家サンガ・マハ・ナヤカ委員会はマバタがその名称を使用することを2017年に禁じていた。同団体の一部の地方支部は、禁止にもかかわらず自団体の表示でのその名称の使用を続け、2019年10月現在でそれに対する行動は何も取られていなかった。

団体の登録に関する法律は、国内NGOの任意登録を規定するとともに、国内及び国際NGOの両方を対象として同法違反に対する刑罰を解除している。この法律に基づき登録を試みた一部のNGOは、手続きが非常に面倒だったと指摘した。

活動家の報告によれば、市民社会団体、コミュニティベースの団体及び非公式のネットワークは堂々と活動しており、また、人権及びその他の政治的問題を公然と議論し続けているということである。ただし、彼らの報告によると、そのような活動や議論に対して国家の監視は頻繁に行われ、集会やその他の活動に対する政府の規制は2019年中も継続した。

c. 信教の自由

以下の URL で公開されている米国国務省の「世界の信教の自由に関する報告書（*International Religious Freedom Report*）」を参照のこと。

<https://www.state.gov/religiousfreedomreport/>

d. 移動の自由

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

法律は、国内移動、海外渡航、出国及び帰還の自由を保護しているわけではない。各地の規制によって、市民は全国のあらゆる場所に定住及び居住する権利を制限される。法律により大統領は、外国人の移動について登録を義務付けることができ、24 時間を超える住所の変更については全て登録を義務付ける権限を当局に与えている。

政府は、亡命者コミュニティの人々を含む個人について、不透明な「ブラックリスト」を維持し、それらの人々の入国を禁じることで、非公式に帰還を制限していると思われた。

国内移動：移動の自由は、管区及び地方自治体の命令、指令及び指示を通じて制限されている。

ロヒンギヤの国内移動に関する制限は広範囲にわたって行われていた。当局は、大半が国籍を持たない人々であるロヒンギヤに対し、ロヒンギヤが主に居住するラカイン州の地域で国内移動をする際は特別な文書と旅行許可証を携行することを義務付けた。ブティダウン (Buthidaung) 郡及びマウンドー (Maungdaw) 郡職員は、依然としてロヒンギヤに対し、他の村落に一泊するための許可を求めするために「常居所を留守にする旨を通知する書式」を提出し、宿泊先の村落行政官の招待客名簿に登録することを義務付けている。これらの書式と許可証を取得するに当たっては、強要と賄賂が関係することが多かった。

外国人、ロヒンギヤ及びその他の個人による北部ラカイン州の郡間の移動に適用される制限の度合いは郡によってばらつきがあり、また、移動するに当たっては通常、「書式 4 (Form 4)」として知られる文書の提出が義務付けられている。移動者がこの書式を取得できるのは、郡区の移住・国籍登録部 (Immigration and National Registration Department : INRD) だけで、しかも、移動者が家族リストの原本の写し、仮登録カード及び 2 人の身元保証人の名を提供した場合に限られた。書式 4 に基づき承認された旅行は通常、2 週間から 4 週間有効であるが、これが付与されるのはほとんど医療上の救急事態に限られており、事実上、仕事や学問の多くの機会を奪っていた。この書式を入手するために必要な費用は郡によって異なり、村落行政官又は郡の INRD 事務所に支払わなければならない金額は 30,000 チャット (20 ドル) から 200 万チャット (1,320 ドル) まで幅があった。ラカイン州ではロヒンギヤに対して広範囲にわたる行政措置が科されており、これによって人々は居所を変更することが事実上禁止されていた。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

信用できる関係者からの報告によると、何百人ものロヒンギャが、事前に許可を取らずにラカイン州外に移動しようとした罪で最長 2 年の刑に服役しているという。2019 年 10 月、当局は、ラカイン州からヤンゴンまで旅行許可証を取得せずに移動を試みた罪で 30 人のロヒンギャに有罪判決を下した。裁判所はそのうち 21 人に対して 2 年の懲役刑を言い渡し、8 人の子どもたちを収容所に送った。最年少の子どもは 5 歳で、2019 年 11 月の時点で母親と共にパテイン (Patheingyi) 刑務所に収容されていた。2019 年 1 月、ラカイン州チャウトー (Kyaukse) 郡州の子ども 1 人を含む 7 人のロヒンギャが、バゴ (Bago) 管区西部まで 300 マイル歩いた後に、有効な文書を持たずに移動した罪で 2 年間の禁固刑を言い渡された。

海外渡航：政府は、政治的活動家、元政治犯及び外国大使館の現地職員の海外渡航の制限を維持したが、そのような人々の報告によると、遅延及び制限に遭遇する機会は格段に減少したということである。無国籍者、特に、ロヒンギャは海外渡航に必要な書類を取得できなかった。

e. 国内避難民 (IDP)

2019 年 10 月現在で、推定 263,000 人の人々が、カチン州、ラカイン州及びシャン州北部における武力紛争により、IDP として暮らしていた。2012 年以来、101,000 人のロヒンギャが IDP として避難生活を送っている。国連人道問題調整事務所 (UN Office of Coordination for Humanitarian Affairs) の推計によれば、ラカイン州で主にロヒンギャの IDP で構成される 28,000 人を超える人々が 2019 年 1 月以来の武力紛争で避難生活を送っており、シャン州北部では同年 8 月における武力紛争の激化によって 8,000 人を超える人々が避難していた。その後それらの人々のほとんどが自宅に戻っている。2012 年のコミュニティ間の武力抗争以降、およそ 128,000 人のロヒンギャがラカイン州内の IDP 収容所に収容されている。少数のカマン族 (Kaman) 及びラカイン族も、2012 年以来、IDP 収容所で暮らしている。さらに推定 7,000 人のロヒンギャが、他の民族集団の少数の人々と共に、ラカイン州北部で 2017 年に始まった残虐行為の後、国内避難民となったままである。影響を受けた地域への立ち入りが困難なため、正確な数字を判断するのは困難だった。

紛争により発生した国内避難に加え、国連特別報告者 (UN special rapporteur) による 2019 年 3 月の報告書では、カチン州、シャン州及びカイン (Kayah) 州では天然資源の採取と環境破壊による避難 (生計手段の喪失と共に) が強調されていた。特別報告者は、資源の採取現場周辺の軍事化に伴い人権侵害が悪化し、IDP の帰宅を妨げていると指摘した。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

国連及びその他の人道支援機関の報告によると、2019年中、人道支援のための地域への立ち入りが大幅に難化し、非国家武装集団が支配する地域の IDP やその他被害を受けやすい人々に近づくことを、軍が妨害していた（第1節 g 項の「紛争に関連するその他の人権侵害」のパラグラフを参照）。影響を受けたコミュニティに支援を提供するために人道支援団体などが立ち入ることを軍が制限するため、紛争地帯又はその周辺の避難民に近づくことが継続して非常に困難だった。

政府は、IDP と無国籍者の移動の自由を制限し、医療サービスや通学へのアクセスを制限した。身分証明書を所有していれば個人の移動は自由であるが当局はこの規則を執行するに当たって、人種、民族、宗教及び出生地も重要な要素として考えていた。少数民族州の居住者の報告によると、政府は、IDP や無国籍者の移動を制限した。

シットウェ（Sittwe）では、およそ 101,000 人のロヒンギャ IDP が僻地にある収容所支援機関からの援助に依存しながら生活していた。ロヒンギャのための IDP 収容所のほとんどにおいて、人道支援機関が清浄水、食糧、避難所、衛生サービスなどを提供していた。

f. 難民の保護

移住者、難民及び無国籍者の虐待：政府は IDP、難民、帰還難民、亡命希望者及びその他の当事者らに保護や支援を提供するにあたり、国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）又はその他の人道支援団体に常に協力的だったわけではない。例えば、政府は日常的に、人道支援団体がラカイン州やその他の地域に立ち入ることを拒否した。

庇護へのアクセス：法律は、亡命者又は難民の地位を認める規定を設けておらず、政府は難民に保護を提供するための体制を確立していない。UNHCR は 2019 年を通じて庇護希望者を登録していない。

g. 無国籍者

ロヒンギャの大半は無国籍者である。2017年に700,000人を超えるロヒンギャがバングラディシュへの避難を余儀なくされた後、最高で600,000人と推定されるロヒンギャがラカイン州に残った。また、中国人、インド人及びネパール人の子孫等を含め、国内全域の無国籍者及び国籍不定者は、相当数に及ぶ可能性が高い。後者のグループの人々は、ロヒンギャが直面するものと同じ程度の公的及び社会的差別に直面してはいなかった

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

が、依然として、準市民或いは帰化国民として劣位的な権利しか与えられず、より大きな制限を受けていた。

政府は 135 の民族を「ミャンマーの民族集団」として公認し、それらの民族集団の構成員は自動的に完全な市民とされている。また法律によって完全な市民権に劣る 2 種類の形態の市民権、すなわち、準市民と帰化国民が定められている。これらの 2 種類に該当する市民は、官職に立候補すること、政党を結成すること、国軍、警察又は行政の職に就くことができず、土地又は金銭を相続すること及び医学や法律等の特定の専門学位を求めることもできない。準市民又は帰化市民は第三世代になって初めて完全な市民権を得ることができる。

法律は「ミャンマーの民族集団」を、ミャンマーにおける出自を英国の植民地化の前年となる 1823 年まで遡って証明できる人種及び民族集団、としか定義していない。実際には、政府は全国的に様々な場面において「ミャンマーの民族集団」の資格を付与或いは剥奪していた。ロヒンギャはこのリストに含まれておらず、また、政府の他の措置により、無国籍である。チン族及びカチン族を含むいくつかの少数民族集団は、この分類制度を不正確であるとして批判した。

ロヒンギャの一部は、事実上、完全な市民権を得る資格がある。その手続きには追加的な審査を伴う特別なプロセスが含まれ、実際には政府職員への多額の賄賂が必要であり、さらにその他の完全な市民に保証される権利が定められていない。他の民族集団の構成員も類似の困難に直面していた。

法律は、ミャンマー国内で出生し、他国に「関連する繋がり」を持っていない子どもに、保護を提供していない。

政府は引き続き、ロヒンギャに対して、2015 年に開始された「国籍証明カード (National Verification Card : NVC)」を申請するよう求めた。政府はこれらのカードが市民権の申請に必要であるとしている。NGO の報告では、ロヒンギャは NVC を受け入れるよう圧力をかけられた、又は強制されていたことが示唆されている。例えば、政府当局者がロヒンギャに対し、魚釣りに行くためや銀行口座を開設するために NVC を取得するよう要求した事例があると報告されている。多くのロヒンギャは、NVC の制度の結果について、より強い保証が必要であると表明した。ロヒンギャ住民の多くが、自分たちは既に市民であると主張し、政府がこの制度によってロヒンギャの市民権を認めない、或いは完全な市民権より劣位した形態の市民権を与えるつもりであり、それによって権利の縮小を正式化する意図であることを恐れていた。ラカイン州の一部の郡では、ロヒンギ

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

ャが NVC を申請する際に「ベンガル人」と名乗るよう要求した。

第 3 節 政治的プロセスへの参加の自由

憲法は、国民が秘密投票によって行われる選挙を通じてその政府を選択できる限定的な権利を定めているが、選挙制度は完全な代表システムではなく、国民の意思の自由な表明も保証していない。憲法に基づき、連邦議会及び州議会の全議席数の 4 分の 1 が現役軍人の被指名人に割り当てられ、軍当局は国防、内政（内務大臣は、警察、刑務所及びその他の国内治安に責任を負う）及び国境問題を担当する各大臣を指名する権限を有する。また軍は、大統領が国家の緊急事態を宣言した場合、政府の全部門の支配権を無期限に掌握する。憲法は、近親者が外国人の市民権を持っている者が大統領になることを禁じている。憲法を改正するためには議会議員の 75 パーセントの承認が必要であり、軍は憲法改正プロセスに対して事実上の拒否権を持つ。

選挙及び政治的な参加

最近行われた選挙：監視団体は、2015 年の国政選挙は、構造的に一部欠陥を抱えていたものの、国民の意思を概ね反映していたとみなし、その後の 2017 年及び 2018 年の補欠選挙も基本的に自由かつ公正に実施されたとみなした。監視団体は、25 パーセントの議席が選挙で選ばれていない軍の将校向けに留保されていること、イスラム教徒の候補予定者がおそらく差別的根拠により自分の政党から資格を認められなかったこと、2015 年より前の選挙では多くが投票してきたロヒンギャの人々の大多数が選挙資格を剥奪されたこと、及び政府が紛争の影響を受けている少数民族の居住地域のいくつかで投票を中止したことを挙げて、懸念を提起した。アウン・サン・スー・チーが党首を務める NLD は、2015 年の選挙で、州、管区及び連邦レベルの民選 1,150 議席の 77 パーセント以上を獲得した。

政党及び政治的な参加：野党と市民団体組織は引き続き集会を開き、抗議を行う権利を行使している。新しい政党は広く登録を認められ、選挙に立候補者を出すことができるが、そのことは、政党設立や有権者の動員に対する制限がより減少したことを示している。ごくたまに政府当局者からの妨害が報告された。選挙における競争は歪められていたが、それは一部に、軍が支援する連邦団結発展党（United Solidarity and Development Party）の軍からの組織的な支援があり、場合によっては選挙権を持つ軍関係者及びその家族が軍兵舎内で投票することに起因している。さらに、政党の活動を制限するために法律の規定を利用することが可能である。憲法には、政党が国家に忠実であることを求める条項があり、これが悪用される可能性がある。法律は、外国の政府や宗教団体から

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

の支援を受けた政党や、政治的な目的で宗教を悪用した、或いは憲法を軽視したとみなされる政党に対し、登録抹消などの罰則を規定している。

女性及びマイノリティーの参加: 女性及び少数派構成員の政治プロセスへの参加を制限する法律はなく、女性も少数派も参加した。しかし、政府内で女性及び少数派の議員の比率は依然として少ない。アウン・サン・スー・チーは、国家閣僚 24 人中唯一の女性である。連邦、及び地方レベルの議会において女性の代表が占める比率は約 13 パーセントしかない。カレン州とタニンダーリ (Tanintharyi) 管区の首相は女性だったが、後者は 2019 年 3 月に汚職の嫌疑で解任された。

2019 年 10 月現在、ラカイン州の首相を含め、少数民族 7 州のうち 5 州の首相がその州の民族集団の出身であり、また、連邦レベルの副大臣 2 人のうち 1 人がチン族出身であり、1 人はモン族出身である。国、州及び管区レベルにおいて少数民族政党から当選した少数民族出身の議員が占める比率はおよそ 9 パーセントである。これには、NLD 或いは連邦団結発展党から当選した多数の民族集団構成員は含まれていない。

政府の見解においては非市民であるため、ロヒンギャは依然として、政治のプロセスから排除された。ロヒンギャ住民が過半数を占めるほとんどの地域では、ラカイン族の民族主義政党が議席を獲得していた。2015 年の選挙ではイスラム系の候補者は当選せず、連邦議会では初めて、イスラム系議員が存在しない状態となった。

第 4 節 汚職及び政府内の透明性の欠如

法律は、政府職員の腐敗に対して刑罰を規定しており、政府は引き続き、蔓延する腐敗を阻止しようと努めている。

汚職: 汚職は、特に司法部門において依然として問題となっている。警察はしばしば犯罪捜査の見返りとして相当な金額の賄賂を支払うよう被害者に要求し、日常的に市民に金銭を強要していたと伝えられている。政府は、政府関係者の汚職の調査及び対応に向けて複数の措置を講じた。

2019 年 9 月 9 日、汚職防止委員会 (Anti-Corruption Commission) は、国営企業で製薬会社の Burma Pharmaceutical Industry 社の役員である Aung Zaw を、工場用の原材料を不正に購入して賄賂を受け取ったとして起訴した。同年 11 月現在で、裁判は係属中だった。2019 年 7 月 26 日、工業大臣のキン・マウン・チョー (Khin Maung Cho) は同じ工場における 10 億チャット (660,000 ドル) 以上の金額に及ぶ原材料の購入について、入

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

札手続きを開示することができなかったとして、辞任を余儀なくされた。

資産公開：公務員は、資産開示法の対象にはならなかった。法律は大統領及び副大統領に対し、家族の資産リストを議会両院の合同議長に提出することを義務付けており、また、大統領が任命した者に対し、その個人資産のリストを大統領に提出することを義務付けている。政府は、報告書を公表しなかった。

公務員は 25,000 チャット（17 ドル）を超える贈答品を受領してはならない。この規則は、公務員に対し、受領するか否かを問わず、贈答品の申し出を全て、その上司に報告することも義務付けている。

第 5 節 国内における人権侵害の有無に関して国際組織及び非政府組織が実施する現地調査に対する同国政府の姿勢

政府は、国内の人権団体が独自に役割を果たすのを認めなかった。人権 NGO は事務所を開設し、活動することができたが、当局による嫌がらせや監視の複数の報告があり、また、当局が時には、活動家やその他の市民社会団体の会合に場所を提供しないようにホテル及びその他の会場に圧力をかけたという。

国際 NGO の代表を含む海外の人権活動家及び擁護者は依然として、更新のため定期的に出国することを義務付けられる短期ビザしか得ることができなかった。政府は引き続き外国人の移動を監視し、外国人との接触状況に関して市民を尋問した。

国連又は他の国際機関：政府は国連人権高等弁務官事務所（OHCHR）の事務所の開設に同意しておらず、OHCHR の職員のビザの申請を承認していない。

2019 年 8 月、国連人権理事会（UN Human Rights Council）が設置した国連事実調査団（UN Fact-Finding Mission）が、ミャンマーに関する 2 つの報告書を発表した。1 つは、性及びジェンダーに基づく武力と民族紛争によるジェンダー別の影響に関する報告書であり、もう 1 つは、軍の経済的利権及びそれらと人権侵害との関係に関する報告書だった。政府は、事実調査団の要求及びその報告書の内容を拒絶し、事実調査団メンバーの入国許可を拒否した。

政府はまた、国連人権理事会が設置した「ミャンマーに関する独立調査メカニズム（Independent Investigative Mechanism for Myanmar）」への協力を拒絶し、国内への立ち入りを認めなかった。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

政府は、ミャンマーの人権問題に関する国連特別報告官の入国を引き続き拒否したが、国連事務総長特使であるクリスティーネ・シュラナー・ブルゲナー（Christine Schraner Burgener）に対しては、ミャンマー国内に事務所を開設すること及び、アウン・サン・スー・チーとミン・アウン・フライン（Minh Aung Hlaing）司令官を含む高位役職者と面会することを認めた。

ICRC は独立した民間の刑務所及び労働収容所に無制限に立ち入ることができた。政府は、ICRC がシャン州、ラカイン州及びカチン州等の少数民族州で活動することも許可した。

政府の人権団体：ミャンマー国家人権委員会は、いくつかの深刻な人権侵害事件を調査した。注目を集めた一部の事件では、国家人権委員会は政府に虐待捜査の実施を求めた。信頼できる独立したメカニズムとして活動する同委員会の能力は限られたままであった。同委員会は、人権教育カリキュラムの作成を支援し、人権に関する資料を配布し、人権に関する訓練を実施した。

政府によって 2018 年 7 月に設置されたラカイン州に関する独立調査委員会は、引き続き調査を続けており、2019 年 11 月の時点ではいかなる調査結果も発表していなかった。2016 年にラカイン州北部で起きたロヒンギャに対する治安部隊による広範な虐待行為についての報告に関する過去の政府主導の調査は、治安部隊の責任に関する事実を発見せず、国際的な監視団体からは、大きく欠陥があるとして批判されていた。

第 6 節 差別，社会的虐待及び人身売買

女性

強姦及びドメスティック・バイオレンス：強姦は違法であるが、依然として重大な問題であり、政府はこれに関する法律を事実上執行していない。配偶者による強姦は、妻が 14 歳未満でなければ犯罪とならない。警察は、報告された強姦事件を概ね捜査したが、警察の捜査は被害者に対して適切な配慮を欠いていたとの報告があった。市民社会団体の相次ぐ報告によると、警察は強姦を届け出た女性に暴言を吐くこともあり、また、強姦犯の威嚇を傷つけた嫌疑で被害者の女性自身が訴追される恐れもあったという。

2019 年 7 月 6 日、ネー・ピー・ドー（Nay Pyi Taw）の保育園で 5 月に起きた 2 歳の幼女に対する性的暴力の疑惑と裁判の透明性に関する懸念に対し、約 6,000 人の抗議者が

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

デモを行った。何千人もの Facebook ユーザーたちが、自身のプロフィール画像を女の子のシルエットを描いたイラストの画像に替え、被害者の仮名を用いて「ヴィクトリアに正義を (Justice for Victoria)」と訴えた。2019年7月9日、この運動のリーダーが、Facebook への投稿により、事件を捜査する警察官たちの名誉を棄損したとして逮捕された。いずれの裁判も、2019年11月の時点で係属中だった。

女性へのドメスティック・バイオレンス（配偶者による虐待を含む）は、依然として深刻な問題であった。家庭内での虐待は広く行われており、社会的に許容可能とみなされている。政府が包括的な統計データを管理せず、被害者が通常は通報しないため、配偶者による虐待又はドメスティック・バイオレンスを評価することは困難であったが、政府は事件の記録を試みており、届け出られた事件の件数は増えている。法律では他者に身体的危害を加えることを禁じているが、妻が14歳未満でない限り、ドメスティック・バイオレンス又は配偶者による虐待を禁止する特定の法律はない。法律に違反した場合の刑罰は、禁固1年から終身刑に及ぶ他、罰金が科されることもある。法律の規定が重複しており、また場合によっては相互に矛盾しているため、これらの限定された保護ですら、実施を複雑化させている。

セクシャル・ハラスメント：刑法は、セクシャル・ハラスメントを禁止しており、言葉によるハラスメントに対しては禁固1年以下及び罰金、身体的接触を伴うハラスメントに対しては禁固2年以下及び罰金を科している。この犯罪は概して届け出られないために、この問題が社会にどれだけ広まっているかについての情報も全くなかった。国内の市民団体組織の報告によると、警察の捜査官は被害者に対して適切な配慮を欠いており、捜査又は訴追を遂行することは稀であった。

人口抑制における強要：中絶の強要や強制避妊手術についての報告はなかった。しかし、2015年に成立した法律には、施行された場合に出産間隔要件を強制する条項が含まれている。同法の下で、大統領又は中央政府は、人口、天然資源、出生率、食糧の入手可能性などの要素を検討した上で、保健医療に対する「特定地域」を指定することができる。特定地域が一旦宣言されると、政府は、家族計画の立案方法に関する規則の制定を含め、様々な職務を遂行するための専用の保健医療機関を設置することができる。政府は、この法律の制定からこれまでに、かかる特定地域を1カ所も指定していなかった。

州北部の2つの郡区に居住するロヒンギャについて、ラカイン州が公布した「子どもは2人までとする」州行政命令は依然として有効であるものの、政府及び複数の NGO によれば、この命令の執行には一貫性がなかった（第1節f項を参照）。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

差別：法律により、財産や相続に関する権利、或いは宗教上又は個人的な地位を含め、女性は男性と同じ法的地位及び権利を享受するが、政府がこの法律を執行しているか否かは不明である。同一労働同一賃金は、法律の義務付けるところであるが、これが正規部門で尊重されているかどうかは定かでない。NGO の報告によると、衣料産業など一部の部門ではこれに従っていなかった。貧困の影響を受けるのは圧倒的に女性であった。公務員の雇用を定める法律は、いかなる規定も「男性にのみ適している地位」への男性の指名を妨げてはならないと規定しているが、「男性にのみ適している」ものが何であるかについての詳細な定義は述べられていない。

慣習法は婚姻、財産及び相続問題に対応する上で広く用いられており、制定法に基づく規定と異なっており、女性に対して差別的であることが多い。

子ども

出生登録：法により、両親が 135 の公認民族集団いずれかの出身である子ども及び、その他の市民権要件を満たす子どもに対しては、自動的に完全市民権が付与される。また、政府は、少なくともいずれか一方の両親が完全市民権を有している限り、何らかの形態の市民権を有する両親の第二世代の子どもに完全市民権を付与する。準国民又は帰化国民の場合は、第三世代の子ども以降、完全市民権を得ることができる。

ある著名な国際 NGO は、農村部と都市部で出生登録に大きな格差があると述べている。主要都市（例えば、ヤンゴン及びマンダレー）の場合、基本的な公共サービスを受ける資格及び国民 ID カードを取得のためには出生登録が義務付けられているため、出生は直ちに登録される。小さな市町村の場合、出生登録は非公式に行われるか或いは制度そのものが存在していないことが多い。ロヒンギヤのコミュニティにとって、出生登録は大きな問題だった（第 2 節 d 項を参照）。ラカイン州諮問委員会は、その中間報告において、ラカイン州の全住民の半数近くが出生証明書を持っていないと指摘し、政府に対して包括的な出生登録推奨キャンペーンを導入するよう勧告した。

出生証明書は、特に児童労働、早婚及び武装集団への徴用などから子どもを守る重要な手段になった。出生証明書を入手できない場合、遠隔地の地域社会で公共サービスを利用することが困難になる。

教育：法律により、教育は義務であり、無料であり、第 4 学年（10 歳まで）までは全国全ての場所で共通して行われる。この法律では、10 歳から 13 歳までの子どもが脆弱な立場に置かれる。この年齢の子どもを学校に通わせる義務はなく、労働が認められる最

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

低年齢が 14 歳なので、法的に働くことも認められないためである。政府は依然として公教育に最小限の資金しか割り当てておらず、学校は非公式の学費を課している。

遠隔地域では学校に通えない場合が多く、国内避難民や無国籍者の子どもたちが教育を受ける機会も依然として制限されている。

児童虐待：法律は、児童虐待を禁止しているが、それらは十分でもなければ、執行されてもいない。複数の NGO の報告によれば、児童に体罰を与える行為が広く行われたということである。児童虐待の罪に対する刑罰は、最高で 2 年以下の懲役又は 10,000 チャット (6.60 ドル) 以下の罰金である。家庭内、学校内、児童労働及び搾取が行われる状況及び武力紛争で発生する子どもへの暴力の事例証拠が示された。社会福祉・救済再復興省 (Ministry of Social Welfare, Relief and Resettlement) は、UNICEF と協力し、データ収集、有効な法律の策定、心理社会的支援の提供及び人身売買の撲滅のために、子どもの保護プログラムを継続した。ラカイン州、シャン州及びカチン州での武力紛争によって、多くの子どもたちが、横行する暴力や搾取に晒された。

早期結婚及び強制結婚：法律は、宗教と性別に基づき異なる結婚の最低年齢要件を定めている。仏教徒は 18 歳、仏教徒以外の男子は 16 歳、女子は 15 歳である。しかし、児童結婚は依然として、特に農村地域において行われていた。強制結婚について信頼できる統計はなかった。

児童の性的虐待：ミャンマー国内では児童が性目的の人身売買の対象となっており、児童買春を目的とする少数の外国人観光客が児童を搾取している。法律は児童買春目的の観光を明示的に禁じてはいないものの、売春斡旋及び売春は禁止しており、刑法は 14 歳未満の未成年者との性行為を禁止している。18 歳未満の児童の買春及び売春に科される刑罰は、禁固 10 年である。法律はポルノを禁じており、これに対する刑罰は 2 年以上の禁固刑及び 10,000 チャット (6.60 ドル) の罰金である。2019 年 7 月 23 日、「児童権利法 (Child Rights Law)」が成立した。この法律は、性目的の児童人身売買の罪と強制結婚の罪について、1 年から 7 年の禁固刑、100 万から 200 万チャット (660 ドルから 1,320 ドル) の罰金刑、またはその双方と定める。被害者が 14 歳未満である場合は、法律により、その性行為は法定強姦 (statutory rape) とみなされる。法定強姦に対する最高刑は、被害者が 12 歳から 14 歳であれば禁固 2 年、被害者が 12 歳未満である場合は、禁固 10 年以上から終身刑である。2019 年 3 月 25 日、刑法が改正された。12 歳未満の女子の強姦に対する刑罰は、終身刑又は 20 年の禁固刑となった。

ミャンマーの人身売買防止法の規定は、児童の人身売買罪を成立させる要件として、暴

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

力の行使、詐欺又は強制があったことの立証が必要とされる。

故郷を追われた児童：紛争地域における国内避難児童の死亡率は、国内の他地域におけるものよりも著しく高かった（第2節 d 項を参照）。国連の推定によると、ラカイン州の 128,000 人の IDP の 53 パーセントは子どもであり、その大多数はロヒンギャである。国連は、カチン州の 100,000 人の IDP の 46 パーセントが子どもであり、シャン州北部の 9,000 人の IDP の 48 パーセントが子どもであると推定した。

国際的な子の奪取：ミャンマーは、国際的な子の奪取の民事上の側面に関する 1980 年のハーグ条約の締約国ではない。以下の URL で公開されている国務省の「親による子の奪取に関する年次報告書（*Annual Report on International Parental Child Abduction*）」を参照のこと。

<https://travel.state.gov/content/travel/en/International-Parental-Child-Abduction/providers/legal-reports-and-data/reported-cases.html>

反ユダヤ政策

ヤンゴンには、ユダヤ人が小規模な集会を行う際に利用するシナゴグ（礼拝堂）が 1 つあった。反ユダヤ的な行為についての報告は一切なされていない。

人身売買

以下の URL で公開されている米国国務省の「人身売買に関する報告書（*Trafficking in Persons Report*）」を参照のこと。

<https://www.state.gov/trafficking-in-persons-report/>

障害者

身体、知覚、聴覚、知能及び精神障害者を差別することは、法律により禁じられている。法律は政府に対して、障害者が公共輸送を容易に利用できるようにするよう命じている。政府はこれらの条項を有効に執行していなかった。

市民社会団体の報告によると、中等教育まで学校に通っている障害のある児童の割合は、他の児童よりも著しく低く、障害のある児童の多くは、社会的汚名及び障害のある児童のニーズを満たす設備不足を理由に一度も学校に通ったことがなかった。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

障害者は、民間人及び政府関係者から社会的汚名を着せられ、差別に晒され、虐待を受けたと報告した。障害のある学生たちは、大きな不利益としてインクルーシブ教育を妨げる障害を挙げている。

傷痍軍人は、優先的に公的便宜を受けた。これは通常、軍での階級に相当する給料で公務員職に就くという形を取ったが、農村地域における軍及び少数派民族の紛争生存者は、生活の糧を得る機会に恵まれず、負担費用の少ない医療サービスを受けることもできないのが普通であった。原則として、民間人の障害者への公的支援は、一時的障害の場合には最長1年間、収入の3分の2が支払われ、永久障害の場合には非課税の給付金が支払われた。障害者となった労働者に職を保証する規定のある法律は、執行されていなかった。

国籍／人種／少数民族

教育、住宅、雇用及び保健医療サービスの利用機会といった分野において、少数民族に対する政府の差別及び社会的差別が、広範囲にわたって根強く残っていた。少数民族は、全国民の30パーセントから40パーセントを占めている。7つの少数民族州が全国土のおよそ60パーセントを構成しており、また、相当数の少数民族が国内の他の地域にも居住している。

複数の国際監視団体は、宗教的及び民族的背景に基づく著しい賃金格差は一般的であると述べている。

公立学校の必須授業言語は依然として、概ねミャンマー語であった。政府の公的教育計画には、母語教育に関する問題が扱われていないが、2013年以降、公立学校では各民族の言語が追加的教科として教えられている。ただし、モン州以外では、リソースの制約、地域言語の非標準化、少数民族言語の教材不足、関心度の差異などから、進捗が限定されている。民族武装集団が支配する学校の生徒は、国定カリキュラムを受けられないことがあった。

軍と少数民族の間の緊張関係は、停戦協定が成立した地域では幾分緩和しているものの、依然として強かった。軍は一部の少数民族集団が影響力を持つ地域に部隊を駐屯させ、特定の都市、町、高速道路を統制した。カチン独立軍、カレン民族同盟及びAAを含む少数民族の武装集団は、緊張関係と情勢不安をもたらしている主要な原因として大規模な軍の存在があることを指摘している。報告されている虐待の中には、殺害、殴打、拷問、強制労働、強制移転、政府軍兵士による民族集団メンバーの強姦等が含まれていた。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

一部の少数民族集団もまた、人権侵害を犯した（第1節 g.項を参照）。

ロヒンギャという名称は、自らが数代にもわたって現在のラカイン州に居住してきたと主張する、主にイスラム系の民族集団のことをいう。2016年、政府はこの集団を「ラカイン州のイスラム教徒」と呼び始めた。しかし、軍幹部や多くの政府職員らは「ベンガル人」という言葉を使い続け、この言葉はロヒンギャにとってはビルマ人ではないことを意味し、蔑称と考えられている。「ベンガル人」という言葉は、その人が帰化国民の場合に市民権の証明書で出身民族を示す場合などを含め、身分証明書でも使用されている。

ロヒンギャは、その民族性を理由に、また場合によっては宗教を理由に、深刻な差別を受けている。ロヒンギャの大半は、移動、保健医療サービスの利用、経済活動への従事（第7節 d.項を参照）、教育の利用、出生、死亡及び婚姻の届け出（第2節 d.項を参照）、信条の自由、並びに政治プロセスへの参加（第3節を参照）に関する権利に対して極めて大きな制限を課されている。2012年に避難した人々の大半は、仮設難民キャンプに居住したままであり、教育や保健医療を利用する機会或いは生計手段を見出す機会が極めて限られている。

政府はロヒンギャの人々に対し、居住する村の外への移動の前に許可を得ることを義務付け、公務員として働くことを禁じている。これには医師、看護師、教員なども含まれる。ラカイン州北部の当局は、ロヒンギャに労働を強制し、恣意的に逮捕していた。当局はロヒンギャに対し、結婚のために政府の許可を取得するよう義務付け、子どもの出生登録を1家族2人までに制限した。ただし、この「子どもは2人まで」という規則は、一貫して運用されていない。複数のNGOの報告によると、政府はラカイン州北部でのロヒンギャの新生児に対して出生証明書の発行を再開したが、過去20年間に生まれたロヒンギャは一般に出生証明書を持っていない。

ロヒンギャは、自宅や宗教施設の建物を建設することを制限されている。当局は引き続き、ラカイン州でロヒンギャがモスクを利用することを妨害していた。

軍や治安部隊は、2017年からロヒンギャの村民に対して広範な残虐行為を行い、それは2019年中に文書で記録された。それらの行為には、違法な殺害、強姦、拷問、恣意的な逮捕や、何百もの村、宗教施設その他の建物を焼き払う行為などが含まれていた。このような残虐行為及び関連する事件によって、2019年10月現在で、700,000人を超えるロヒンギャの人々がバングラディッシュに避難を余儀なくされ、ロヒンギャの民族浄化を引き起こした。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

性的指向及び性同一性に基づく暴力行為、差別及び他の虐待

合意に基づく同性間性行為は刑法に基づき依然として違法であり、刑法には、「自然に反する犯罪」行為を禁止する条項が含まれており、最高刑として禁固 10 年及び罰金が定められている。「自然に反する犯罪」を禁止する法律は、男性及び女性両方に平等に適用されるが、これらの法律が執行されることは稀であった。レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダー、インターセックス (LGBTI) の人々の報告によると、警察は訴追するという脅しを用いて賄賂を強要した。刑法は、どちらかと言うと抑圧又は賄賂の要求に用いられることが多いのに対し、LGBTI の人々、特に性同一性障害の女性は、たいてい、通称、「見せかけ及び偽装法 (shadow and disguise laws)」の下に告発された。この法律では、生物学的な性別と一致しないとみなされる様式の服装又は行動を示す個人は「偽装 (disguise)」しているとする大義名分を用いる。ある国内 NGO の報告によれば、性同一性障害者の女性は、他の LGBTI コミュニティの構成員よりも警察から受けた虐待及び差別の程度が強かったということである。

2018 年 3 月、ヤンゴンの当局は、「自然に反する犯罪」の法律を使用し、1 人の従業員男性を性的に襲撃した容疑によって、ゲイを公言していたレストラン・オーナーを起訴した。2019 年 11 月の時点で、この裁判は係属中である。

近年の法改正により、LGBTI コミュニティが公開イベントを開く、或いは社会に公に参加することが以前より容易にはなったが、一般市民からの差別、社会的汚名、不受容は根強かった。雇用に当たって、性的指向及び性同一性に基づく差別が行われたという報告がなされている。LGBTI の人々は、医療従事者からの差別に直面したと報告した。

HIV 及び AIDS に対する社会的汚名

HIV/AIDS 罹患者に対する社会的暴力及び、雇用差別等の社会差別が引き続き報告されていた。懇親会や諸活動からの排除、言葉による侮辱、嫌がらせ及び脅迫及び、身体的暴行といった否定的な事件が継続して発生している。HIV/AIDS の感染リスクを高めることに繋がる行動を非合法化する法律は依然として有効であり、このような行動に携わる個人に不利な社会的烙印及び差別を煽る直接的原因になり、HIV の予防、治療及びケアサービスをこうした個人が利用する機会を妨害している。

女性の性労働者及び性同一性障害者の女性に対しては強い社会的汚名が着せられ、また、差別が行われている。そして、この社会的汚名と差別によって、HIV の予防、治療及び

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

社会的保護サービスを受けることを妨げられている。警察による女性性労働者への嫌がらせにより、女性性労働者はコンドームを携行することができなかった。

他の社会的暴力又は差別

反イスラム教感情及びイスラム教徒に対する差別は根強く続いていた。マバタのメンバーを含む仏教徒国粋主義者集団は、依然としてイスラム教徒を中傷し、イスラム教徒のビジネスをボイコットするよう要求し、「イスラム教徒のいない」村の確立を呼びかけた。

イスラム教徒のコミュニティは、警察による不平等な扱い、イスラム教を隠れて実践するように圧力がかかること、国籍証明書の取得のしにくさ、地方自治体による移動の厳格な監視や移動の承認の拒絶、及び教育の機会の制限等に関して不満を訴えた。さらに、一部のイスラム教徒は、住宅賃借時の民間当事者による差別も報告している。

イスラム教に対するヘイトスピーチがソーシャルメディア上で蔓延しており、ミャンマーで最も一般的なソーシャルメディア・プラットフォームである Facebook において特にそのことが顕著である。独立した組織の報告によると、軍が偽アカウントを使用してヘイトスピーチ的内容の生成と流布にも関わっていることが指摘された。

複数の情報筋によれば、イスラム教徒及びキリスト教徒は様々な制限によって、高等教育の機会を追求することも、高い官職に就くこともできず、イスラム教徒は自由な投資及び取引を行えなかった。

第7節 労働者の権利

a. 結社の自由及び団体交渉権

法律は、労働者が独立した労働組合を結成し、それに加入する権利、団体交渉を行う権利、及び合法的なストライキを実施する権利を規定している。法律は、労働組合活動への従事を理由に解雇された労働者の復職を労働組織が要求することを認めているが、降格又は強制的な配置転換の形態での反組合的差別を明示的に禁じる規定、或いは労働者が組合結成を要求するのを保護する規定を設けていない。法律は、労働組合が正式に登録される前に、労働者を解雇から十分に保護するための規定を設けていない。

公務員及び治安部隊の構成員並びに警察の職員が労働組合を結成することは法律で禁

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

じられている。法律は、労働者がその属する業界又は活動カテゴリー内においてのみ、組合に参加することを認めているが、業界又は活動というこの定義は明瞭さに欠けている。基本的な労働組織は最低 30 人の労働者で構成されていなければならない。また、郡の登録局を通じて、労働・入国管理・人口省 (Ministry of Labor, Immigration, and Population) (労働省) の登録官局 (Chief Registrar's Office) に登録しなければならない。郡の労働組織は、関連する基本的な労働組織の少なくとも 10 パーセントの登録を義務付けており、管区又は州の労働組織は、関連する郡労働組織の少なくとも 10 パーセントの登録を義務付けている。このような上位の労働組合にはそれぞれ、同じ業界内の又は同じ活動を行う組織のみが含まなければならない。同様に、労働連合及び労働連盟もまた、正式に登録するための、すぐ下の層の管区又は州の労働組織の最低比率 (それぞれ 10 パーセント及び 20 パーセント) を義務付けている。法律は、国内の労働連合及び労働連盟が国際的な労働連合及び労働連盟に加盟することを認めている。

法律は、労働問題に取り組む NGO 等の国内 NGO に対し、任意登録する旨の規定を設けている。登録を選択した組織は、組織の規約及び設立文書を政府に送付するよう要求される。集会の自由に関する制限は、より広範囲にわたって引き続き課されていた (第 2 節 b 項を参照)。

法律は労働組合に対し、労働者を代表する権利、雇用主と団体交渉を行う権利及び調停機関又は調停審判所に労働組合代表を送り込む権利を与えている。ただし、組合のリーダーの団結権は、組合が正式に登録されて初めて守られる。法律は、誠実に交渉を行う義務、交渉の範囲の設定、団体協約の登録、延長又は実施等の、団体交渉プロセスの管理に関して、詳細な措置を規定していない。政府、企業及び労働者の代表が参加する全国三者対話フォーラム (National Tripartite Dialogue Forum : NTFD) は 2019 年に 3 回会合を開いた。NTFD は、労働に関する法律の見直しに関して議会に諮問している。

法律は、経済特別区における労働争議を、原契約及び既存の法律に従い解決するよう定めている。政府は、各特別区に労働審査官を 1 名指名し、賃金水準を定め、現地住民と外国人の比率を監視することに責任を負う、特別区三者委員会を設立した。

2019 年 5 月、労働争議の解決に関する改正法が議会を通過した。ただし、施行規則はドラフト作成中だった。法律は引き続き、労働者の過半数が同意票を投じ、関係する労働連合の許可を取得し、詳細な情報及び 3 日前の事前通知を雇用主及び関係する調停機関に提示することを条件に、大半の部門でストライキを実施する権利を有する旨を規定している。法律は、必要不可欠なサービスを提供する部門においてストライキやロックアウトを実施することを認めていない。「公益事業サービス」(旅客輸送、貨物輸送、郵便、

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

衛生、情報、通信技術、エネルギー、石油及び金融部門等)においては、遅くとも14日前までに関係する労働組織及び調停機関に事前に通知される場合は、ロックアウトの実施は認められる。公益事業サービスでストライキを実施する場合、一般に他の部門と同じ措置を講じなければならないが、維持すべき最低限のサービス水準を決定するために、ストライキの14日前までに事前通知を行い、労働者側と経営者側の間で交渉を行わなければならない。法律は、労働問題に直接関係のない問題に関するストライキを禁じている。

改正法では、苦情を「個別の」又は「団体の」と定義せず、「権利に関する (rights-based)」又は「給付に関する (benefits-based)」と定義する。「権利に関する」紛争には、労働法の違反などが含まれ、「給付に関する」紛争は、労働条件に関連する。紛争のタイプによって解決手順が異なる。改正法では、「権利に関する」紛争は、調停手続き又は仲裁手続きを経ることなく、直接、裁判所手続になる。改正法では、労働法違反についての罰金を大幅に引き上げるが、違反についての刑罰としての懲役刑は削減する。

複数の労働者団体によると、現行法に基づく登録要件に起因して、労働者組織は引き続き、国家レベルで登録できていない。国家レベルでの登録は多国籍企業と労働枠組み契約を締結するための前提条件となっている。さらに、国際労働機関 (ILO)、労働活動家及び報道機関は、労働組合を結成した又は労働組合に加入した労働者の多くが、雇用主によって解雇されたこと、又はその他の形態の報復を受けたことについても、引き続き懸念を表明している。労働組合の報告によると、労働者がストライキを実行する権利を行使したことで刑事告訴を受けた事例や、労働組合のメンバーが労働者の権利一般に関してデモを実施したときに平和的な集会の法律に違反したとして逮捕及び起訴された事例があった。労働者組織からも、組合の登録について現地の労働事務所が法律に反して不必要に煩雑な手続き要件を要求したという報告があった。

労働者及び労働者団体は引き続き、雇用主に交渉を促す上で労働省は概ね協力的であると報告しているが、雇用主が何らかの形の反組合的差別を行っているという共通する報告が複数なされている。

b. 強制労働の禁止

法律は、あらゆる形態の強制労働を禁じているが、軍及び刑務所ではその利用を認めている。法律はまた、他者に強制労働を課す者は刑罰を科される旨を規定している。政府はこの法律を事実上執行しなかった。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

法律は強制労働違反に対して刑罰を規定している。刑罰は、当該強制労働違反が軍、政府又は民間人のいずれが行ったかによって様々に異なる。これらの刑罰は、強制労働を抑止する上で不十分なものである。

政府は大統領府の権限下に仮の苦情処理制度を設け、後により完成された制度を確立する予定である。ILO 及び各種組合は、政府のこの制度が被害者に保護を提供しないのではという懸念を表明している。

ILO は、強制労働に関する苦情の件数は減少していると報告した。紛争地域及び停戦協定に合意した地域を含め、全国で強制労働についての報告が行われており、強制労働が行われる割合は、激しい武力紛争が行われている州の方が高かった。

ILO によると、ラカイン州、カチン州及びシャン州での軍による強制労働の利用は依然として重大な問題である。強制労働の報告には、強制的な荷物運搬の他に、軍の「自立」方針に関係する活動が含まれている。この方針の下、軍の各ユニットは食糧及び労働力の供給を地元の村民から自己調達する責任を負っている。こうした状況が強制労働その他の虐待を生み出す大きな要因となっている。

軍及び政府は苦情処理制度によって記録された苦情を受けたが、軍の加害者が民間法廷で裁かれた事例はなかった。軍は、長官その他の階級の将校らには軍事司法が適用されると主張した。

ミャンマーの 48 カ所の労働収容所の囚人は強制労働に従事していた（第 1 節 c 項「刑務所及び収容施設の状況」を参照）。

ILO は、民間部門において強制労働が行われているという確認できる報告を受けなかった。家事労働者は依然として家事奴隷に陥る恐れがあった。

以下の URL で公開されている米国国務省の「人身売買に関する報告書 (*Trafficking in Persons Report*)」も参照のこと。

<https://www.state.gov/trafficking-in-persons-report/>

c. 児童労働の禁止及び雇い入れの最低年齢

法律は、最悪の形態の児童労働の全てを禁じているわけではない。2019 年 7 月、議会は「児童権利法 (*Child Rights Law*)」を可決し、この法律は一定の部門（店舗、施設、工

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

場などを含む)における雇用の最低年齢を14歳に定めた。同法は、14歳以上の「青少年の雇用」に対する特別規定を定めている。しかし、農業や非公式労働などを含め、子どもが雇用される全ての部門について最低年齢が定められているわけではない。法律では、16歳未満の被用者を危険な環境で労働させることを禁じており、政府は、児童労働が明確に禁止される職業を列挙した危険業務一覧を作成済みである。

訓練を受けた工場労働法監視局 (Factories and General Labor Laws Inspection Department) の検査官がこのような規制の適用を監視していたが、その法的権限は工場に対してしか及ばない。さらに、全体的な人材不足も検査官の障害となっていた。

労働省は他の省と協力して、児童労働の現状に関するデータ収集を強化した他、児童労働の危険性に対する意識向上及び、子どもが利用できる他の教育環境についての情報提供を意図する、親向けのキャンペーンを継続した。労働省は教育省と連携して2つのプログラムに取り組んだ。1つは、子どもを職場から解放して就学させることを目的としたもの。もう1つは、学校教育又は職業訓練の追求において元児童兵を支援することを目指したものである。労働省は、危険のない環境での就労を求める若年層労働者を訓練するための職業訓練学校を支援した。

ILOは、武力紛争における利用目的での子どもの動員及び徴募が蔓延していることを指摘した。法に基づく刑罰及び、他の児童労働法違反に対する同法の執行は、違反を抑止する上で十分とは言えなかった。

政府は法律を有効に執行していなかった。児童労働は依然として広く行われており、極めて目立っている。貧困のために両親が子どもを義務教育の終了前に退学させ、子どもは大きな危険に晒されている。都市では、児童の大半が露店商又はゴミ収集人、レストランやカフェの接客係及び家事労働者として働いている。子どもは、衣類の製造にも従事している。

子どもがインフォーマル経済で働くことも多く、場合によっては、薬物及び軽犯罪、逮捕、営利目的の性的搾取、HIV/AIDS その他の性感染などのリスクに晒されている(第6節も参照)。

子どもは、喫茶店、農業及び物乞いで強制労働の対象になりやすかった。農村地域の子どもは、時に強制労働という状況の中で日常的に家族農業に従事している。

以下の URL で公開されている米国労働省の「最悪の形態の児童労働に関わる報告書

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

(*Findings on the Worst Forms of Child Labor*)」及び

<https://www.dol.gov/agencies/ilab/resources/reports/child-labor/findings>

米国労働省の「*児童・強制労働で生産された製品リスト (List of Goods Produced by Child Labor or Forced Labor)*」を参照のこと。

<https://www.dol.gov/agencies/ilab/reports/child-labor/list-of-goods>

d. 雇用及び職業に関する差別

労働法令は、雇用差別を特に禁じていない。

伝統的に男性が支配的であった職業（鉱業、林業、大工、石工、漁業）における女性の就業は相変わらず少なく、女性は一定の職業から実質的に締め出されていた。

政府及び民間当事者は、イスラム教徒が所有する企業の事業活動を妨害し、イスラム教徒が従業員の募集採用及び維持を行い、適切な労働基準を維持し、公的及び私的契約を確保する能力を損なうような差別を行っているという報告がなされている。雇用において、LGBTI の人々の昇格拒否及び解雇等の、性的指向及び性同一性に基づく差別が行われているという報告もなされている。複数の活動家は、公言したゲイ及びレズビアンのは多くは、雇用機会を制限されていると報告し、また、こうした人々に対する社会全体の支援が全般的に欠けていると指摘した。活動家らの報告によると、全般的な社会的差別に加えて、HIV/AIDS 感染者は官民両部門で雇用差別を受けており、これには、職場で HIV の検査を強制され、陽性の場合に停職や解雇等の処分を受ける事例などが含まれる。

e. 受入れ可能な労働条件

法定最低賃金は、貧困ラインよりも上であった。この最低賃金は、あらゆる部門及び産業にわたって、1 日当たり標準 8 時間労働を対象としており、従業員数が 15 人未満の企業の労働者を除き、全ての労働者に適用される。法律は、最低賃金を 2 年毎に見直すよう義務付けている。労働組合や活動家は、2018 年 5 月の最低賃金の引き上げを、労働者が生活コストの上昇に伴い生活を維持するには少額すぎるとして批判した。

法律は、被用者が 100 人以下の企業については、給料日当日に被用者に支払うことを雇用主に義務付けている。被用者が 100 人を超える企業の場合は、雇用主は指定された給料日から 5 日以内に被用者に支払わなければならない。超過勤務は 1 週間当たり 12 時

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

間を超えてはならず、午前0時を回っての勤務は禁じられ、超過勤務が1週間当たり16時間を超えるのは特殊な場合に限るとされている。法律はまた、被用者の総労働時間を（超過勤務及び1時間の休憩を含めて）1日当たり11時間以下にすることも定めている。法律は、店舗、商業施設及び公衆娯楽向け施設に適用される。

法律では、労働安全、衛生、福祉及び生産性に対する必須条件を定めている。労働者が雇用契約を損なうことなく、その健康又は安全を脅かす状況から自発的に撤退できるか否かについては、明確ではなかった。

労働省の工場労働法監視局は、民間部門における労働環境を監督している。政府は法律を有効に執行していなかった。労働省の労働法検査官及び工場検査官の数が、適切な労働安全及び健康水準、賃金、給与、超過勤務及びその他の問題に適切に対処するのに十分ではなかった。一部の部門においては、他省（例えば、農業畜産灌漑省（Ministry of Agriculture, Livestock and Irrigation））が労働安全衛生法を規制した。労働者団体は、政府による検査は稀にしか実施されず、また、実施の数日前に事前通知を行うことが多いため、工場の所有者は、（一時的である場合が多いが）施設を労働法に従うように変更することができたと訴えた。検査官の腐敗及び収賄が発生したと伝えられている。

公営企業ではある程度、労働法を守る傾向が強かったが、民間企業内では法律違反が頻繁に発生していた。労働者は、関連の政府機関及び紛争解決機関に相次いで苦情を申し立てた。

2019年中に、数件の重大な労働災害が発生した。例えば2019年4月には、翡翠の採掘現場の事故で50人以上の鉱山労働者が死亡した。